

平成25年 1 月25日

於：三田共用会議所

食料・農業・農村政策審議会
平成24年度第2回畜産部会速記録

農 林 水 産 省

目 次

1. 開	会	1
2. 部会長代理挨拶		1
3. 出欠状況報告及び資料確認		2
4. 諮問及び関連資料説明		2
5. 質疑応答及び意見聴取		1 9
6. 意見の概要とりまとめ		5 3
7. 答	申	5 4
8. 加治屋副大臣挨拶		5 7
9. 開	会	5 7

開 会

○渡邊畜産企画課長

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会、今年度第2回畜産部会を開催させていただきます。

皆様方におかれましては御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、当部会の事務局であります農林水産省畜産企画課の渡邊と申します。よろしくお願いたします。

本日は、武内部会長が所用によりまして御欠席ということでございます。このため、関係規定によりまして、あらかじめ部会長から、部会長の職務を代理する委員ということで御指名いただいております小谷委員に、本日は部会長代理として部会長の職務をお務めいただきたいということでございます。

それでは、小谷部会長代理に一言御挨拶いただいた上で、議事を進めたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

部 会 長 代 理 挨 拶

○小谷部会長代理

皆様おはようございます。本日、部会長の職務を務めさせていただきます小谷でございます。お願いたします。

委員各位におかれましては御多忙のところ御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

きょうは武内部会長が御欠席ということで、私、農業、畜産の取材を少しさせていただいているだけで、至らないところもあるかと思いますが、生産者の皆様の今後につながるようという事を心に留め、進行に努めてまいりたいと思っております。

さて、本日は、平成25年度の加工原料乳の生産者補給金単価と限度数量、指定食肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項につきまして御審議をいただきます。委員の皆様方の御協力によりまして円滑な議事の進行に努めたいと思っております。よろしくお願申し上げます。

それでは、事務局より、本日の出欠状況及び配付資料の確認について、お願いたします。

出欠状況報告及び資料確認

○渡邊畜産企画課長

本日は、小谷部会長代理を初めとしまして、現在のところ7名の委員に御出席をいただいております。

御欠席の委員でございますけれども、冒頭に御紹介がありました武内部会長の他に、石澤委員、篠崎委員、野村委員、晴野委員、山内委員、吉田委員が所用によりまして、本日御欠席ということでございます。

その他、中野委員につきましては、午後から出席ということで承っております。また、近藤委員は間もなく到着されるということでございますけれども、所用で午後から途中で退席されるということ承っております。

規定では、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上の出席が定足数となっておりますけれども、本日ににつきましては、この定足数を満たしているということで、部会は成立しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日配付しております資料について確認させていただきます。

配付しております資料一覧のとおりでございますけれども、資料1が議事次第、資料2が委員名簿、資料3は枝番で3-1から3-3までございますけれども、それぞれ、加工原料乳生産者補給金、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格の諮問文でございます。

資料4はその諮問内容の総括表になっておりまして、資料5が、枝番で1、2とございますが、加工原料乳生産者補給金に関する説明資料でございます。

資料6につきましても、枝番で1から7までございますけれども、それぞれ指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格、合理化目標価格に関する説明資料でございます。

それらの本体の資料に加えまして、参考資料といたしまして、畜産・酪農をめぐる情勢の他、関係する統計資料等も幾つか配付しております。

配付資料につきましては以上でございますけれども、もし落丁とかございましたら、事務局にお申し付けいただきたいというふうに思います。

私からは以上でございます。

諮問及び関連資料説明

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

本日は、平成25年度の加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量、指定食肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格及び合理化目標価格の決定に当たり留意すべき事項について審議するわけでございますが、本日の審議の結果、当部会の答申が出

ますと、規定によりまして、それが本審議会の答申とされることになっております。

委員の皆様には、提出資料や事務方からの説明等に対する御質問の他、政府の施策に対する御意見・御提言等ございましたら、併せて御発言いただくということをお願いしたいと考えております。

以上のとおり、議事を取り進めたいと考えておりますが、御異議ございますでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷部会長代理

ありがとうございます。御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

本日の諮問事項は重要な問題でありますので、審議には十分な時間をとりたいと考えておりますが、委員の皆様も大変お忙しいことと存じますので、できるだけ効率的な運営に努めてまいりたいと考えております。

その上で、本日のスケジュールといたしまして、まずは、午前中に事務局からそれぞれの諮問内容に関連した説明をしていただき、12時ごろをめどに昼休みをとることといたします。

昼休みの後、部会を再開いたしまして、途中、一旦休憩をとりたいと思いますが、午後3時20分までをめどに委員の皆様からの御意見の聴取及び質疑応答を行いまして、その後、諮問に対する賛否をお伺いしたいと思っております。

その後、事務局に本日出されました意見の概要を取りまとめていただきますので、その間、40分ほど休憩を挟みます。

その休憩の後、事務局が取りまとめた意見の概要案を皆様に御確認いただき、意見の概要を取りまとめ、引き続き答申ということで、全体で、午後5時ごろまでには終了したいと考えております。皆様方の御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、議事を進めてまいりたいと思っております。

まず、本日付で農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問がございましたので、牛乳乳製品課長から加工原料乳の生産者補給金単価及び限度数量に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

○菅家牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。よろしく願いいたします。

資料3-1によりまして、諮問文を朗読させていただきたいと思っております。

24生畜第1988号

平成25年1月25日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき平成25年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産

大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成25年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。以上でございます。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

それでは続きまして、朗読いただいた諮問に関連し、牛乳乳製品課長から御説明をお願いいたします。

○菅家牛乳乳製品課長

では、引き続きまして、資料のほうを御説明させていただきます。

資料5-2という番号が振ってあるものがございます。

資料5-2によりまして、加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量の算定につきまして、御説明を申し上げたいと存じます。

それでは、具体的な算定につきまして御説明をさせていただきます。

まず、1ページを御覧いただきたいと思えます。

補給金単価の算定の考え方でございます。

加工原料乳の補給金単価につきましては、加工原料乳地域である北海道の生産費及び乳量の各々の変化率から求めた生産コスト等の変動率を前年度の補給金単価に乗じて、「当該年度の加工原料乳生産者補給金単価」を算定するという算式でございまして、

この方式は、変動率方式と呼ばれておりまして、平成13年度に補給金制度を改正して以来、ずっと適用してきております。25年度の単価算定におきましても、この変動率方式で算定をしている次第でございまして、

次に、算式でございまして、

この考え方を算式としてまとめたものを1ページの中ほどにお示しをしております。

当該年度の補給金単価＝前年度の補給金単価×生産コスト等変動率という算式でございまして、

このうち、生産コスト等変動率の部分につきましては、ここにさらに算式がございまして、 $C_1/C_0 \div Y_1/Y_0$ で求めるということになっております。

C_1/C_0 、この部分は搾乳牛1頭当たり生産費の変化率を示しており、 Y_1/Y_0 は、搾乳牛1頭当たりの乳量の変化率を示しておるということになっております。

この結果、この計算によりまして、生乳1kg当たりの生産コスト等変動率が算出されるということでございます。

次に、「算定要領」でございまして、

25年度の補給金単価の算定の基本となります前年度の補給金単価、すなわち24年度の補給金単価でございまして、これは生乳1kg当たり12.20円でございます。

次のページは「生産コスト等変動率」の算定方法でございまして、

これは前ページの算式のとおり、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率を搾乳牛1頭当たり乳量の変化率で割りまして算出をすることになっております。

この生産コスト等変動率の算定の中身につきまして、御説明を申し上げます。

まず（1）のところでございます。

搾乳牛1頭当たり生産費の算定の基礎になりますのは、牛乳生産費の飼養頭数規模別の搾乳牛1頭当たり全算入生産費が算定の基礎となるわけでございます。まず、畜産統計に基づきまして、直近の飼養頭数規模別飼養頭数ウェイトによって加重平均を出します。

年々、経営規模の拡大が進んでおまして、一般に経営規模が拡大するほど生産コストが低下をするという傾向がございますけれども、分母、分子となります生産費を直近年の飼養頭数ウェイトにそろえて推計をし直す。

こういうことによりまして、規模拡大による生産性向上の成果が生産者の手元に残るといように配慮をしたものでございます。

次に、酪農経営の実態を的確に反映させるため、この生産費に集送乳経費、販売手数料及び企画管理労働費、こういった経費を加算して、さらに物価・労賃の直近の動向等を織り込むということでございます。

このようにして算出をしました搾乳牛1頭当たり生産費、これは修正生産費というふうにはここでは言わせていただきたいと思えます。

この修正生産費の最新の調査年度でございます23年度を含む過去3年の平均、これが分子に行くわけでございます。これを前年、22年度を含む過去3年の平均、これが分母に参ります。これで割りまして算出したのが搾乳牛1頭当たり生産費の変化率ということになるわけでございます。

修正生産費の算出方法につきましては、アから順に御説明申し上げますと、物財費等の各費目につきましては、生産費調査の調査時期と補給金単価の算定期期のずれを補正するために、原則として当年を含む過去3年については、物価を平成24年9月～11月、この間を基本とする直近のものに置きかえ、前年を含む過去3年につきましては、1年前の平成23年9月～11月、この間を基本とする物価に置きかえることで物価修正をいたしております。

なお、配合飼料価格につきましては、25年度補給金単価の算定においては、現在公表されている平成25年1～3月期の水準で高どまりをするということを前提といたしまして、その場合における25年度の農家負担額を織り込んで算定を行うということをしております。

次に、家族労働費についてでございます。

酪農経営の実態を適切に反映させるために、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」による、北海道の製造業5人以上規模の労働賃金水準によって評価をいたしております。

これは、周年拘束性がある酪農労働との類似性を考慮しまして、それから、すぐれて経営管理、専門性の高い技術が要求される酪農経営の特性に配慮いたしまして、大企業を含む5人以上の規模の製造業の労賃単価を用いているということでございます。

地代及び資本利子につきましては、当年を含む過去3年の平均生産費は直近の平成23年度に、前年を含む過去3年につきましては、1年前（平成22年度）の水準に評価をいたします。

さらに、企画管理労働費につきましては、「牛乳生産費調査」結果に基づきます企画管理労働時間に家族労働費と同額の労賃単価を乗じて算出をしております。

このようにして求めた当年を含む過去3年の修正生産費の平均を前年を含む過去3年平均で割りまして、修正生産費の変化率を算出するということとさせていただきます。

続きまして、(2)の「搾乳牛1頭当たり乳量の変化率」の説明でございます。

搾乳牛1頭当たりの乳量につきましては、「牛乳生産費」による搾乳牛通年換算1頭当たり乳脂肪分3.5%換算乳量を、先ほどの搾乳牛1頭当たりの生産費と同様に、飼養頭数規模別飼養頭数ウェイトにより加重平均して算出をすることとさせていただきます。ここでは「修正乳量」というふうには呼ばせていただきたいと思います。

この「修正乳量」の23年度を含む過去3年の平均（21年度～23年度の平均）、これを22年度を含む過去3年の平均（20年度から22年度の平均）で割って算出をします。

なお、乳量につきましても、経営規模が拡大しますと乳量も増加するという傾向がございますので、生産費の変化率の算出と同様に、直近の頭数ウェイトで加重平均をして算出をすることによりまして、生産者の生産性向上の成果に配慮したいということとさせていただきます。

7ページが一番下のところに出ている数字、1頭当たりの生産費の変化率が1.0230、これを搾乳牛1頭当たりの乳量の変化率0.9946で除しますと1.0286、これが生産コスト等変動率ということになるわけとさせていただきます。

3ページに戻っていただきたいと思います。

25年度単価の試算値でございますが、24年度単価の12.20円に生産コスト等変動率の1.0286を乗じて得られました12.55円/kgとなります。これは前年度単価と比較をいたしますとプラス35銭の引き上げということとさせていただきます。

生産コスト等変動率の詳細な算定については説明を省かせていただきますが、6ページから8ページに記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上が補給金関係の算定の説明でございます。

続きまして、「限度数量」について、御説明を申し上げます。

4ページを御開きください。

まず、考え方でございます。「限度数量」は、平成25年度の推定生乳生産量から、推定自家消費量、牛乳等向け生乳消費量、その他乳製品向け生乳消費量を控除し、さらに要調整数量を加算して、「特定乳製品向け生乳供給量として必要と見込まれる数量」を算定し、これを限度数量としているところでございます。

算式でございます。4ページ中ほどにございますが、この考え方を算式で示すとこういうふうになるということとさせていただきます。

その下に「算定要領」がございます。これについて御説明申し上げます。

1番の「推定生乳生産量」でございますが、最近の経産牛頭数等の推移から平成25年度の経産牛頭数を推定いたしまして、その頭数に乳量を乗じて算出をするということになっております。

2の「推定自家消費量」でございます。これにつきましては、最近の動向を考慮して算出をしております。

3番の「牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量」につきましては、平成13年度～平成24年度の国民1人当たり年間消費支出、飲料支出に占める牛乳及び乳飲料支出の割合と国民1人当たり年間牛乳等向け生乳消費量の関数によりまして、25年度の国民1人当たり年間の牛乳等向け生乳消費量を推定いたしまして、これに25年度の推定総人口を乗じます。それに学校給食用生乳消費量として見込まれる数量を加えて算出をするということでございます。

4の「その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量」でございます。

これにつきましては、最近の動向等を考慮して算出をするということでございます。

5番の要調整数量につきましては、推定生乳必要量に対して自然体の生乳生産では不足が見込まれる生乳量でございまして、需給均衡を図るために調整が必要な数量ということでございます。

それでは、おのおのの数値の算定につきまして、御説明申し上げます。

10、11ページでございます。「推定生乳生産量Q1」の算定基礎をお示ししたものでございます。

まず、右側の11ページのほうを御覧いただきたいと思います。

左の欄の上のほうに⑥経産牛頭数という欄がございます。その右隣には⑦経産牛1頭当たり月間乳量、さらにその右隣に⑧生乳生産量という欄がございます。

簡単に申し上げますと、毎月の経産牛頭数に経産牛1頭当たりの月間乳量を掛けると毎月の生乳生産量が出る。これを25年4月から26年3月まで、つまり25年度の期間でございしますが、この期間を足し上げることによりまして25年度の推定生乳生産量を算出しております。

751万7,000トンという数字が25年度計の欄にございます。

この751万7,000トンを下方値といたします。そして、表の下のほうに(2)という欄がございますけれども、ここにあるように、経産牛1頭当たり月間乳量がこの下方値の場合よりも1.3%多いというふうに見込みまして、その他は同様に考えて算出をした761万5,000トン、これを上方値といたしております。

そして(3)にございますように、この両者の中央値、756万6,000トンが最終的に求める生乳生産量Q1ということでございます。

以上が生乳生産量の推定でございます。

10ページでございますが、これは毎月の経産牛頭数をどのように推定したかということ

を示しております。毎月の経産牛頭数は、その月から新たに生乳を生産し始める牛、つまり、②の初産牛分娩可能頭数に③の前月から繰り越される経産牛頭数を加えたものから⑤のと畜、病死等によりまして減耗する経産牛頭数を差し引いて求めます。

12ページを御覧いただきたいと思います。これは生乳生産量以外の要素についての算定基礎でございます。

2の推定自家消費量D1でございますが、これは24年度見込みを基礎に、最近の動向を考慮して5万1,000トンと推定をしております。

ちなみに、今、説明申し上げているQとかDという数字は、4ページの中ほどにあります算式を構成しているそれぞれの要素を今、御説明申し上げているということでございます。

3の牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量、D2でございますが、D2AとD2Bに分けて算出をしています。このうちD2Aというものは、牛乳等向け生乳消費量から学校給食用を除いたものでございます。

D2Aにつきましては、国民1人当たりの実質民間最終消費支出、飲料支出に占める牛乳及び乳飲料支出の割合と国民1人当たり牛乳等向け生乳消費量との関数から25年度の国民1人当たりの牛乳等向け生乳消費量であるd1を推定しまして、これに25年度の推定総人口Nを乗じることによりまして算出をしております。

この算式によりまして、348万7,000トンから355万9,000トンというふうに算出をしているところでございます。

D2Bの学校給食用生乳消費量につきましては、児童生徒数の減少を考慮いたしまして、38万3,000トンと推定をしております。

そして、D2AとD2Bを足し合わせますと、牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量、D2となりますが、これは387万トンから394万2,000トンとなる。そしてその中央値は390万6,000トンになるということでございます。

次に、4のその他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量、D3についてでございます。

これは24年度実績見込量を基礎に、最近の動向等を考慮して、188万トンと推定をしております。

次に、13ページ、5の要調整数量でございます。これにつきましては、25年度の推定生乳必要量Q1'の759万8,000トンから769万6,000トン、これから先ほど御説明しました25年度の推定生乳生産量Q1の751万7,000トンから761万5,000トンを差し引きまして、8万1,000トンというふうにしてあります。

5ページにお戻りいただきたいと思います。

5ページの中ほどに「(試算)」とございます。算式とそれぞれの試算結果をお示ししております。上から推定生乳生産量の中央値が756万6,000トン、推定自家消費量は5万1,000トン、牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量の中央値は390万6,000トン、その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量は188万トン、要調整数量は8万1,000トンと

なっております。

これらを上算式に当てはめると、求める数量、すなわち限度数量であるLは181万トンとなるということでございます。

次に、14、15ページを御覧いただきたいと思っております。

「生乳需給表」というものをお示ししております。この表は限度数量の御審議の御参考となりますようにお示しをしておりますものでございまして、今まで御説明いたしました数値等の一覧表となっております。

なお、表中にあわせて24年度見込に対する伸び率を記しておるところでございます。

この表の上段が24年度見込み、下段が25年度推定値となっております。25年度の推定値を見ますと、生産の欄の上から7番目のところが先ほど御説明申し上げました25年度推定生乳生産量、Q1でございます。25年度の推計値の最上段に上りまして、自家消費量が5万1,000トン、牛乳等向けにつきましても、幅をつけて推定をしておりますので、387万トンから394万2,000トンということでございます。乳製品向けにつきましても、特定乳製品向け生乳供給量が179万7,000トンから182万3,000トン、中央値は181万トンになります。これが25年度の限度数量になります。その下のその他製品、その他乳製品向け生乳供給量が188万トンとなっております。

生乳必要量でございますが、原則として国産の供給が必要な量でございます。前述の推定生乳必要量Q1に一致をいたしまして、759万8,000トンから769万6,000トンとなっております。

この推定生乳必要量すなわちQ1と生乳生産量の差が要調整数量となりまして、8万1,000トンとなっております。

その下の合計は、自家消費を受け生乳供給量、牛乳等向け生乳供給量及び乳製品向け生乳供給量を足し上げたもの、すなわち25年度の推計生乳供給量でございます。前述の生乳必要量と一致をして、759万8,000トンから769万6,000トンとなっております。表の右側に移りまして、需要の欄の上のほうから自家消費、牛乳等というふうにございますが、この両者については、消費イコール生産となりますので、先ほど御説明した数値と同じ数値が入っております。

その下の乳製品消費量につきましては、算出方法が16ページに出っておりますが、ここでは詳しい説明は省略をさせていただきたいというふうに思っております。

算定資料の説明につきましては、以上でございます。

ありがとうございました。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

次に、食肉鶏卵課長から指定食肉の安定価格、肉用子牛生産者補給金の保証基準価格及び合理化目標価格に関する諮問文の朗読をお願いします。

○森田食肉鶏卵課長

食肉鶏卵課長の森田でございます。諮問文を朗読させていただきます。まず、お手元の資料3-2を御覧ください。1枚紙の縦紙のものでございます。

24生畜第2032号

平成25年1月25日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成25年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

続きまして、3-3のほうでございます。

24生畜第2033号

平成25年1月25日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成25年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

では続きまして、朗読いただいた諮問に関連し、食肉鶏卵課長より御説明をお願いします。

○森田食肉鶏卵課長

それでは、諮問に関連いたしました試算値の内容について、資料4及び6-1から6-7に基づき説明いたします。

初めに、資料4の1枚紙を御覧ください。中段の2の「指定食肉の安定価格」についてですが、豚肉につきましては、安定上位価格は550円、安定基準価格は405円と、24年度より5円上がっております。

牛肉につきましては、安定上位価格は1,070円、安定基準価格は825円と、24年度より10円上がっております。

次に、下段の3の「指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格」についてですが、保証基準価格につきましては、黒毛和種32万円、褐毛和種29万2,000円、その他の肉専用種20万9,000円、乳用種12万2,000円、交雑種18万8,000円と全て上がっております。

合理化目標価格につきましては、黒毛和種27万3,000円、褐毛和種25万1,000円、その他の肉専用種14万4,000円、乳用種8万6,000円、交雑種14万2,000円と全て上がっております。

また、合理化目標価格の適用期間につきましては、25年度1年間としています。

次に、「指定食肉の安定価格」の算定方法について、説明します。

まず、算定方法の基本的な考え方について説明します。

資料6-1の1ページを御覧ください。指定食肉の安定価格につきましては、牛肉及び豚肉の安定上位価格と安定基準価格を定めることとしております。

価格安定制度は、食肉の市場価格が安定基準価格を下回る場合には市場からの食肉の買い入れを行い、逆に安定上位価格を上回る場合には売り渡しを行うといった農畜産業振興機構の需給操作等を通じて安定価格帯の幅の中に実勢価格を安定させることにより、価格の乱高下を防ぎ、消費者への食肉の安定供給を図るとともに、生産者の経営安定に資するものであります。

安定価格は、畜産物の価格安定に関する法律第3条に基づき、毎年度生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮し、その再生産を確保することを旨として定めることとされています。

2ページを御覧ください。食肉の安定価格の算定方法の基本的な考え方になります。

従来から、過去の実勢価格の動向を反映させた実勢方式により行っております。

牛や豚の生体販売価格は一定期間でその水準が一巡する特徴がありまして、この一定期間、豚は5年間、牛は7年間、それぞれピッグサイクル、キャトルサイクルと呼んでおりますが、その期間で生産コストが賄われていたことに着目して、一定の期間の農家販売価格をもとに、生産コストの変化率を乗じ、市場取引価格に換算し、さらに季節変動を加味して一年を通じて生産コストが賄われる牛肉・豚肉の卸売価格の範囲について算出しているものであります。

次に、子牛関係について説明いたします。

初めに、算定方法の基本的な考え方について説明させていただきます。

資料6-1の3ページを御覧ください。肉用子牛生産者補給金制度は、牛肉の輸入自由化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処するため、肉用子牛の実勢価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に生産者に対して生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定を図ることを目的としております。

具体的には、肉用子牛の価格が低落し保証基準価格を下回った場合には、生産者補給金

を交付し、肉用子牛の再生産を確保するものであります。

4ページをお開きください、

算定方法の基本的な考え方を御説明します。

保証基準価格は、肉用子牛の生産条件、需給事情、その他の経済事情を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として定めることとされています。

保証基準価格の算定方法は、牛肉の輸入自由化の影響を緩和するという目的から、輸入自由化前の農家販売価格をもとに、生産コストの変化率を乗じ、市場取引価格に換算し、黒毛和種、乳用種等、品種ごとに算出します。

合理化目標価格につきましては、牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額等から見て、肉用牛生産の健全な発展を図るため肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な生産費を基準として定めることとされています。

この価格は、競争力のある国産牛肉の生産を実現するために、輸入牛肉価格及び肥育に必要な合理的な費用から外国並みのコストで生産できる理想の国産子牛価格を算出し、さらに市場取引価格に換算し、各品種ごとに算出します。

次に、資料6-2の「平成25年度指定食肉安定価格算定要領」の1ページをお開きください。

先ほど説明した算定方法を記号に置きかえたものが中段に記載されている「 $P =$ 」の式でございます。

P_0 が農家が生体で販売した価格、 I が生産コストの変化率、 m と k が枝肉換算係数、 $1 \pm v$ が変動係数になります。

各要素について説明いたします。

まず(1)基準期間の肉豚の農家販売価格(P_0)は、平成19年12月から24年11月までの5年間の「農業物価統計」による農家販売価格を平均して算出します。

その際、安定価格帯におさまっていない価格については、それぞれ安定基準価格あるいは安定上位価格に見合う農家販売価格に修正してあります。

次に、(2)生産費指数(I)の計算方法について説明します。

生産費指数は、直近5年間の基準期間における平均的な生産費に対して、価格算定年度となる25年度の推計生産費の変化の動向を見るための指数です。具体的には、25年度に見込まれる生産費を基準期間の平均生産費で除したものであります。

生産費指数は、次のアからエにあるように、4つの要素、 q_0 、 q_1 、 p_0 、 p_1 から構成されており、オに示すように、これらを総合的に計算して I を求めます。

「枝肉換算係数」でございます。枝肉換算係数(m)と(k)の計算です。 P_0 と I を掛け合わせると、25年度の農家販売段階における価格が算出されます。安定価格は、枝肉の卸売価格を求めますので、農家販売価格を省令規格の枝肉の卸売価格に換算する必要があります。このため、基準期間5年間における豚肉の枝肉卸売価格と肉豚農家販売価格の推移から両者の一次回帰式を作成し、枝肉卸売価格を算定します。

次に（４）の変動係数ですが、（３）で算出した豚枝肉卸売価格を前年度と同様に価格変動幅15%によって上下に開いて、安定基準価格と安定上位価格を算出します。

以上が豚肉についての安定価格算定の考え方です。

次に、牛肉について御説明します。牛肉につきましても、制度の趣旨は豚肉と同様であり、算定方法も需給実勢方式で、豚肉と同様です。安定価格を求める牛枝肉は去勢牛がB2及びB3規格となっておりますが、当該去勢牛は和牛と乳用種おすの両方が対象となっております。

一方、算定に必要な農家販売価格や生産費等のデータにつきましては、和牛と乳用種おすが別々に調査されています。このため、まず和牛と乳用種おすのそれぞれで計算し、枝肉価格を算出する際に一本化して求めています。

算定式の中で、各項目に「w」、これは和牛の略でございますけれども、これがついているのが和牛の系列であり、「d」、dairyの略でございますが、これがついているのが乳用種おすの系列となっております。

これを算式にまとめたものが4ページの式であり、求める安定価格Pは、去勢和牛と乳用種おすの2系列の $P_0 \times I \times m$ に回帰式の定数項kを加え、変動係数の $1 \pm v$ で上下に開いて算定します。

P0でございます。5ページ中段の（１）の基準期間における肉牛農家販売価格には、和牛と乳用種おすの2つの系列があります。ここでは P_0w と表記している和牛系列と、 P_0d と表記している乳用種おす肥育牛の系列のそれぞれについて、平成17年12月から24年11月までの直近7年間の各月の「農業物価統計」における農家販売価格を平均して算出します。

（２）生産費指数、Iにつきましては、統計部の「去勢若齢肥育牛生産費調査」と「乳用種おす肥育牛生産費調査」を用いて、P0と同様に去勢和牛の生産費指数と乳用種おす肥育牛の生産費指数に分けて算出します。

具体的な算定方法は、以下のアからオに記載しておりますとおり、 q_0 、 q_1 、 p_0 、 p_1 の4つの構成要素を算出し、 q_0 と p_0 、 q_1 と p_1 をそれぞれ掛け合わせて、基準期間の名目生産費と25年度における名目生産費を求めてIを計算します。

枝肉換算係数（mとk）についてでございますけれども、これにつきましても、従来どおり、直近7年間の指定食肉の枝肉卸売価格に対する去勢肥育和牛農家販売価格と乳用種おす肥育牛農家販売価格との回帰関係から関係式を一元的に求め、これに25年度の肉牛農家販売価格を代入することによって、枝肉の卸売価格を算出します。

次に、（４）の変動係数ですが、（３）で得られた枝肉卸売価格を上下に開くための変動係数については、前年度と同じく $\pm 13\%$ としております。

次に、以上で述べたことを実際に数値に即して説明します。

資料6-3の1ページを御覧ください。

豚肉の試算結果について説明します。豚肉の全体像は、下の（２）試算にありますように、直近5年間における肉豚の農家販売価格は304円であり、これに生産費指数Iが1.021

ということで、310円38銭というのが25年度に見込まれる肉豚農家販売価格です。

これに枝肉換算係数1.600を掛け、定数項18.52を引いた478円9銭が枝肉価格となります。これを変動係数15%で上下に開くと安定基準価格は406円38銭、安定上位価格が549円80銭となります。これを従来のルールによって5円刻みに丸めると、上が550円、下が405円となります。よって、安定上位価格、安定基準価格ともに引き上げとなります。

なお、括弧書きにありますように、上記の算式で求められる数値は、皮はぎ法により整形した豚肉の安定価格ですので、湯はぎ法により整形したものについては、皮の重量を考慮して、従来どおり7%の格差を設定しています。

2ページは、基準期間の肉豚の農家販売価格（P0）の計算を示しています。

基本的には平成19年12月から直近平成24年11月までの5年間の各月の肉豚の農家販売価格の平均値を求めています。さきに説明しましたように、安定価格帯から外れているものにつきましては、安定上位価格、または安定基準価格に見合う水準に修正することにより、304円としております。

(1)は生産費指数（I）の算式です。Iは分母が $\Sigma q_0 p_0$ であり、分子が $\Sigma q_1 p_1$ ということで求められる指数です。

(2)に試算値が出ていますが、27,235円分の27,803円ということで、1.021と算出されます。

4ページ、5ページには、Iを計算するための算出基礎となる $\Sigma q_0 p_0$ 、 $\Sigma q_1 p_1$ のそれぞれの数値が記載されています。また6ページから8ページまでにはそれぞれの費目の諸元が記載されています。

4ページを御覧ください。最初の費目であります労働費を例に挙げて説明いたしますと、 q_0 は過去5年の平均実質労働費、 p_0 は過去5年の平均労働賃金の物価指数であり、 $q_0 p_0$ が5年間の平均労働費となります。 q_1 は過去5年間、平成19年から23年度の生産費調査から平成25年度の実質費用をトレンドにより推計したものであり、これに p_1 、すなわち直近3カ月の労働賃金指数を乗じることにより、平成25年度の労働費を求めています。

以下、飼料費、えさ費等につきましても、同様に最近の物価水準により25年度の費用を算出しております。

9ページを開いてください。枝肉換算係数（m）及び定数（k）につきましては、基準期間の枝肉卸売価格と肉豚農家販売価格の回帰関係から算出し、3の(2)の試算にあるように、 $Y = 1.600X - 18.52$ という式になります。この式のように中心価格を求めて変動係数15%で上下に開き、豚肉の枝肉の卸売価格を算定しています。

以上が豚肉の算定についてです。

資料6-4を御覧ください。

牛肉について説明します。1ページの(2)の算式を御覧ください。和牛系列ではP0が1,126円、これが去勢和牛の直近7年間における農家販売価格です。これに去勢肥育和牛の生産費指数0.882を掛けて得られる993円13銭が25年度に見込まれる去勢和牛の農家販

売価格です。

乳用おす肥育牛の系列では、P0が400円、Iが0.984で、これらを掛けることによって得られる393円60銭が乳用おす肥育牛の農家販売価格です。

次に、農家販売価格をは枝肉価格に換算するために、和牛系列には0.207という指数を掛け、乳用おす系列には2.014という係数を掛け、さらに定数項として51.57を引くことによって、枝肉価格946円72銭が算出されます。

こうして得られた価格を13%という変動係数で上下に開くと、上が1,069円79銭、下が823円65銭となり、5円単位で丸めると、上が1,070円、下が825円となります。よって、安定上位価格、安定基準価格ともに10円上がることとなります。

2ページ以降は、各要素についての数字の説明です。

2ページは去勢和牛について、3ページは乳用おす肥育牛について、基準期間の農家販売価格の計算を示しています。4ページに生産費指数の計算を示しています。(2)により、和牛では0.882、乳用おすでは0.984となります。

Iの各要素につきましては、5～20ページにかけて詳細を掲げています。

21ページを御覧ください。農家販売価格を枝肉に換算する係数と定数を示しています。直近の7年間の価格動向を用いて回帰式を求めると、(2)のとおり、 $Y = 0.207X_w + 2.014X_d - 51.57$ となります。この回帰式に去勢肥育和牛農家販売価格と乳用おす肥育牛農家販売価格を代入して、中心価格を求め、変動係数13%で上下に開いて、牛肉の安定上位価格と安定基準価格を求めています。

次に、資料6-5の肉用子牛保証基準価格と合理化目標価格の算定要領、1ページを御覧ください。

保証基準価格は、5つの品種について算定することとしております。

和牛系列として、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種の3区分、乳用種系列として乳用種、交雑種の2区分、合計5つの品種区分を算定しています。

5品種の具体的な算定方法は、和牛系列と乳用種系列の2つに分けて算出した子牛価格に品種格差係数を乗じて、和牛系列から黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種の価格を、乳用種系列から乳用種と交雑種の価格を算出します。

中段に記載されている式、「P=」の式でございますけれども、これが先ほど説明いたしました保証基準価格の算定方法を記号化したものです。Pは求める価格、P0は輸入自由化前7年間の子牛農家販売価格、Iは生産コストの変化率、mとkは市場価格取引換算係数、Dが品種格差係数となっております。

次に、各要素について説明します。

(1)の基準期間の肉用子牛農家販売価格(P0)につきましては、昭和58年2月から平成2年1月までの7年間の和子牛及び乳子牛の農家販売価格をそれぞれ平均して算出しています。

次に、(2)の生産費指数(I)は、和子牛及び乳用おす肥育牛の生産費をもとに算定

しており、その要素となる q_0 、 q_1 、 p_0 、 p_1 の計算方法につきましては、豚肉や牛肉の安定価格と同じ考え方で求めています。

また、農家販売価格と同様に、基準期間を自由化前に固定しており、自由化前の生産コストと価格算定年度のコストを比較して求めています。

生産費の項目のうち、和子牛については、繁殖めす牛償却費、乳用種及び交雑種については、もと畜費、ヌレ子価格でございますけれども、それがそれぞれの品種で異なった動きをしているため、品種ごとに算出しています。

(3) 市場取引換算係数 (m) と (k) につきましては、農家販売価格と市場取引価格の回帰関係から関係式を求めて算出しています。

(4) 品種格差係数 (D) につきましては、和子牛では自由化前7年間の和子牛（黒毛・褐毛1本にしたもの）の市場価格と黒毛、褐毛、その他肉専のそれぞれの市場価格との関係から算出しています。

交雑種につきましては、自由化前7年間の乳子牛の市場価格と交雑種の市場価格との関係から算出しています。

以上が、肉用子牛保証基準価格の考え方です。

次に、合理化目標価格の考え方を御説明します。

4 ページをお開きください。合理化目標価格につきましても、保証基準価格と同様、和牛系列と乳用種系列の2つの系列に分けて計算し、それぞれの系列の中で品種格差係数を用いて、和牛系列は黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種の3品種の価格を、乳用種系列では乳用種及び交雑種の2品種の価格を算出します。

中段は、先ほど資料6-1で説明した算定式を記号化したものです。Pが求める価格、Cが輸入牛肉価格、Tが関税率及び諸経費、Qが品質格差係数となっており、ここまでの資料6-1でいう輸入牛肉価格に相当する部分であります。uとvは肥育牛換算係数でWが出荷体重となり、これらが肥育牛換算係数となります。Gが肥育に必要な合理的な経費となっており、mとkは市場取引換算係数で、Dが品種格差係数となっております。

具体的な計算方法につきましては、一言で言いますと、部分肉価格から生体である肉牛一頭の価格を算出し、子牛の購入費以外の生産費を差し引いて子牛価格を算出しております。

5 ページを御覧ください。

各要素について説明します。輸入牛肉の価格につきましては、一定期間、米国産牛肉の輸入停止期間を除きます平成12年5月から平成24年11月までの10年間、これは海外のキャトルサイクルに基づいておりますけれども、この期間の豪州産および米国産、さらにそれぞれ冷蔵品及び冷凍品ごとの輸入価格を加重平均して求めています。

輸入価格につきましてはドル建てで計算しているため、直近5カ年間、平成19年12月から平成24年11月までの5年間でございますけれども、この為替レートにより円に換算しています。

関税率及び諸経費につきましては、関税率は現行の38.5%、また輸入諸経費につきましては、輸入諸掛率は従来どおり7%、消費税率5%としています。

品質格差係数につきましては、輸入牛肉と国産牛肉との品質格差を織り込むものです。米国産牛肉の輸入停止により、米国産部分肉が出回らない期間を除く平成15年5月から平成24年11月までの7年間の豪州産及び米国産牛肉の部分肉価格の加重平均価格を輸入牛肉の部分肉価格として、国産牛肉の部分肉価格に対する比率を去勢和牛及び乳用おす肥育牛について、それぞれ算出しています。

6ページを御覧ください。肥育牛換算係数につきましては、国産牛肉の部分肉価格を生体価格に換算するための係数と定数ですが、直近7年間の「農業物価統計」による去勢肥育和牛及び乳用おす肥育牛の農家販売価格に対するそれぞれの部分肉の回帰関係から関係式を求めています。これに一頭当たりの出荷体重を乗じて、部分肉価格を肥育牛一頭の農家販売価格に換算しています。

肥育に要する合理的な費用の額につきましては、各費目ごとに名目生産費を物価指数で除して実質費用 q_0 を求め、これに最近時の物価指数 p_1 を乗じて合計を算出し、これに資本利子及び地代を加算して求めています。

7ページをお開きください。(5)までの計算によりまして農家段階での子牛価格が求められますが、これを市場取引価格に換算するため、指定肉用子牛の市場取引価格と農家購入価格との回帰関係から換算係数を求め、市場取引価格に換算します。

(6)により求めた価格に、品種格差係数を乗じることによって、各品種ごとに合理化目標価格を算定しています。

以上が合理化目標価格の考え方です。

資料6-6を御覧ください。今までの考え方にに基づき、具体的に数値を当てはめております。2ページを御覧ください。具体的に試算した数値になります。試算した結果、黒毛和種が32万円、褐毛和種は29万2,000円、その他の肉専用種は20万9,000円、乳用種は12万2,000円、交雑種は18万8,000円となっております。

3ページ、4ページは農家販売価格 P_0 で、基準期間は牛肉の輸入自由化前の7年間、昭和58年2月から平成2年1月で固定しており、30万2,660円となっております。

5ページ、6ページは、乳子牛系列の農家販売価格 p_0 で、牛肉自由化前の7年間となっており、16万7,246円となっております。

7ページは生産費指数(I)の計算を示したものです。分母の $q_0 p_0$ は基準期間における生産費、分子の $q_1 p_1$ は価格算定年度、すなわち平成25年度に見込まれる生産費をあらわしており、Iは基準期間に対する生産費の変化率を示しています。

Iの計算結果は、黒毛和種0.986、褐毛和種0.968、その他の肉専用種0.919、乳用種0.695、交雑種0.914となっております。

9ページ以下に算出基礎を示しています。

28ページをお開きください。28ページの3は市場取引換算係数の計算結果です。

市場取引換算係数は、子牛の農家販売価格と市場取引価格との関係から、一定の標準偏差をとる等した上で、回帰式を求めており、(2)の試算にあるように、和子牛では $Y = 1.060X + 2,578$ 、乳子牛では $Y = 1.028X + 2,669$ となっています。なお、市場取引価格は、省令規格で定められた体重の範囲に入る子牛の平均売買価格であり、省令規格につきましては、第1回畜産部会で説明しましたが、制度制定以降、見直しされていないということから、25年度から実態に応じた体重の範囲に見直すこととしております。

このため、 m と k の算出に使用する市場取引価格につきましては、過去7年間にさかのぼって、新たな体重の範囲での市場取引価格を算出しているところです。

次の29ページを御覧ください。

4の品種格差係数の計算結果です。和子牛グループから黒毛和種への品種格差係数は1.003、褐毛和種では0.933、その他の肉専用種は0.704、乳用種から交雑種へ分離する品種格差係数は1.177となっています。以上が保証基準価格の試算結果です。

資料6-7を御覧ください。合理化目標価格の数値について説明いたします。

2ページを御覧ください。(2)試算結果について説明します。

上段の和牛系列、黒毛、褐毛、その他肉専の計算についてですが、一番上の式の「 $P_w =$ 」の後の421円98銭が輸入牛肉価格です。関税率及び諸経費が1.505です。次の2.75は、和牛と輸入牛肉の品質格差係数です。これを掛けると、1,746円47銭となります。これが輸入牛肉に対抗し得る和牛肉の部分肉価格です。

この価格に肥育牛換算係数0.271を掛け、404.10を足して出てくるのが、生きた肥育牛の1kg当たりの価格877円39銭です。これに出荷体重756.5kgを乗じて、1頭当たりの肥育牛価格を求め、そこから肥育に要する合理的な費用40万2,283円を差し引くと、26万1,463円となります。これが輸入牛肉に対抗し得る子牛の農家購入価格です。これに市場取引換算係数0.931を掛け、1万2,930を足し、市場取引価格は25万6,352円となります。これにそれぞれの品種格差係数を乗じて合理化目標価格を算出しております。乳用種系列、乳用種及び交雑種の計算につきましても、黒毛和種と同様に計算しております。

3ページ以降は、各要素の計算の内訳でございます。

3ページを御覧ください。牛肉輸入価格、CIF価格でございますけれども、国別、冷凍、冷蔵別の輸入シェア、輸入単価、為替レートから求めると、キロ当たり421円98銭となります。

4ページを御覧ください。関税率38.5%、輸入諸掛率7%、消費税5%を合わせると、 T は1.505となります。品質格差係数 Q についてですが、分母には国別、冷蔵冷凍別のシェアと単価から求めた輸入牛肉の部分肉価格を、分子には国産牛肉の部分肉価格を代入して格差の比率を求めると、和牛は2.75、乳用おすが1.41となります。

5ページを御覧ください。4の肥育牛換算係数 u と v につきましては、直近7年間の部分肉価格と肥育牛の農家販売価格の回帰関係から求めています。5の肥育に要する合理的な費用の額(G)につきましては、去勢和牛が40万2,283円、乳用おすが27万3,645円とな

っております。

6 ページを御覧ください。6 の市場取引換算係数につきましては、農家購入価格と市場取引価格との関係から、保証基準価格算定と同様に一定の標準偏差をとる等した上で回帰式を求めて算出しています。なお、これら市場取引換算係数及び品種格差係数の算出に使用します市場取引価格につきましても、保証基準価格と同様、25年度から適用される新たな省令規格に基づいて算出した市場取引価格から求めています。

また、7 ページの品種格差係数につきましても、新たな省令規格に基づいた市場取引価格からそれぞれの品種について係数を算出しております。

以上が合理化目標価格の算定値の説明でございます。

非常に長くなりましたけれども、指定食肉と肉用子牛に関する算定要領、参考資料の説明を終わります。

ありがとうございました。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

事務方からの説明は以上ということで、委員の皆様からの意見聴取につきましては、午後から行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の詳細な議事録につきましては、後日整理いたしまして、皆様に御確認いただいた上で、公開することとなります。

また、委員の皆様のお意見につきましては、先ほど、本日のスケジュールのところで軽く触れましたが、意見聴取後に事務局に簡潔に整理していただきまして、この部会の場で委員の皆様にお確認・御承認いただいた上で、「意見の概要」という形で取りまとめ、今後の政府の施策の展開に当たっての参考にしていただきたいと思いますと考えております。これにつきましても、部会終了後、公表したいと考えております。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷部会長代理

御異議なしと認めまして、そのようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、少し早いですけれども、ここで昼休みとさせていただきます。

午後は、12時40分ごろから再開したいと思います。

よろしくお願いいたします。

〔休 憩〕

質 疑 応 答 及 び 意 見 聴 取

○小谷部会長代理

それでは、部会を再開いたします。

午前中の事務局からの説明を受けまして、御意見及び御提言について御発言をいただきたいと思います。意見聴取の時間は十分あるかと思いますので、まずは近藤委員から順次皆様に御発言をいただいて、その後、一括して御担当のほうからお答えをいただきたいと思います。その上で、一度休憩を挟みまして、もう一度時間があると思いますので、その際は、御発言のある方から挙手をいただきまして、順次、発言、そして応答いただくという形で進めてまいりたいと思います。

それでは、近藤委員から御発言、よろしくお願いいたします。

○近藤委員

近藤です。よろしくお願いいたします。

御説明ありがとうございました。

私も何回目かの出席でございますので、何となくわかったような気になっておりますが、相変わらず「P」とか「シグマ」とか言われても、ちょっとそこまで突っ込めないというところなので、この御説明方式がいいのかどうか。一度また全体的な形で御検討いただければと、まず思っております。

それで個別の問題ですけれども、この算式なのですが、過去3年間とか物によって過去5年間とか振り返って、その間のさまざまな変動であるとか見通しであるとか、修正してさまざまな要因をもとに御計算いただいているということで、よくわかりました。ただ、従来の算出方法と何か今年度で変わった点があるのかどうか。次のために確認させていただきたいと思います。

それと過去にさかのぼって定例的にしていただいていたわけですが、大幅に影響がある、例えば、一昨年のような大震災であるとか、今後起きてくる消費税の問題であるとか、それから、為替相場の大きい変動であるとか、さまざまな特殊要因を増減のところにもどのように加味されているのかというのがひとつ気になります。過去の変動率に、それをどのように盛り込まれてきたのか。お考えがあれば、お聞かせいただきたいなと思います。

とりあえず、以上です。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

では、笹崎委員、よろしくお願いいたします。

○笹崎委員

先ほどのお話を聞きまして、今の非常に不安定な日本経済の状況の中で、どういう判断を下したらいいのかというところで非常に悩んでいるわけですが、例えば、安定価格の問題にしても、従来に比べて、ずっと据え置きだったものがコストアップ分を見ているところなどは、生産者の方々も少しは御理解はしていただけるとは思うのです。

ただ、この算定基準の数字がこれでいいのかどうかとなりますと、私のほうは自分の経営からはじいた数字と照らし合わせて見ていくわけでありまして、算定方式を幾ら検証して

も、過去5年間という係数でクールに計算された数字になっています。

ピッグサイクルの話ですけれども、今は昔のような大きなピッグサイクルという変動幅ではございません。逆に下位安定で小幅なピッグサイクルに落ち着いてきている中で、生産者の手取りが大変減っているわけであります。その反面、餌代は上がる、電気代も上がっていく。あるいはアベノミクスで、これからデフレからインフレ基調になっていく。さらには円安に振れていく。あまりにも不安定な変動要因がたくさんございます。

先ほど近藤委員から算定方式についてご指摘がありました。私の抱えている懸念は、1年間ここで決めた価格でいくというのも一つですけれども、途中で何かあった場合は、対応策をとらなくてはいけないことがあるのではないだろうかということです。震災のときにも申し上げましたけれども、そういうことが出てくるのではないだろうかと感じております。再度私のほうで提案したいのは、そういう場合は、改めてまた臨時の会合を開くとかいう形で対応策をとることも視野に入れていただきたい。畜産関係では一回倒産しますと負債も大きいため再起不能におちいります。

ただ、午前中の計算方式というのは、理にはかなっていると私は思っております。逆算して見た場合でも整合性があります。経営をやっていると、理と情と両方のバランスで経営判断をするというのがございます。

例えば、きょうのこの資料にしても、参考資料に「情勢」という字があります。「理性」と書きません。「情勢判断」の「情」という字は「情け」であります。しかし、計算方式はあくまでも理性であって、その上で国策としてどういう情勢判断をして手を打っていくのかということで初めて、経済でも経営でもバランスをもって成り立っていくのではないかと考えております。

まず、前提は平時にはよろしいが、大変動に弱い計算方式、未来予測はできませんからこれはしょうがないですね。ただ、変動があったときに対応ができるような工夫をしなければなりません。それから、「情理を尽くす」という言葉がありますけれども、情と理を尽くして国民の支持をいただく努力。そして、食料の問題につきましても、安心と安全を確保するというをお願いをしたいと思っております。

ただ、最後に一言申し上げたいのは、最近の情勢をみていると、今までの価値観だけでは乗り切れない時代に入ったと思っております。潮目は相当変わっているというところを押しえながら、慎重に審議をしていきたいと思っております。以上です。

○小谷部会長代理

笹崎委員、ありがとうございました。

では、飛田委員、お願いいたします。

○飛田委員

酪農の関係については、過去3カ年のデータを用いる変動率方式になったのは、平成13年だったと思っております。当時の環境と今の環境、非常に様変わりしているということを踏まえて、この変動率方式のやり方やこの制度の持ち方だとか、そういうことをしっかり議論

をしていただいて、やはり今の環境に合う制度をつくっていかないといけないと思います。

あわせて大事なのは、5年、10年、15年という長期にわたった政策を生産者に求めると同時に、みずからつくっていくということをやらないと、特に酪農、畜産というのは施設投資が非常にかかります。大きな酪農家であれば、1億を超える施設投資がないと大型化ができないということですから、その施設投資を図る上でも、やはり将来的展望がしっかりしたものが持てるような政策を、どうやって打ってあげるかということが基本だというように思っておりますので、この2点を是非御検討いただければと思います。

以上です。

○小谷部会長代理

飛田委員、ありがとうございました。

では、中野委員、お願いいたします。

○中野委員

まず午前中、所用でちょっと欠席をしまして、申し訳ございませんでした。

午前中の説明の内容については、簡単に説明を受けましたので、内容については理解しているという前提で述べさせていただきます。

まず、補給金単価と限度数量については、後ほど意見を述べさせていただきますが、補給金単価については、配合飼料の価格アップ等の要素も盛り込んだ中で、ルールに基づいて算定されたものと基本的に理解をしております。

また、限度数量につきましては、今年、加工向けの原料での限度数量は183万トン、恐らくそれを下回るという状況の中で、現況の需給実態を踏まえて設定されたものと、基本的には理解をしております。

関連しまして、今、酪農乳業の喫緊の課題というのは3つあると思っておりますが、1つは生産基盤の回復をどうするかということと、それから消費、需要の拡大をどうするか。それと、それに関連する需給の安定をどうするかということだと思っておりますので、加工向けの補給金単価、限度数量以外にも大変大事な施策が関連してあると認識をしておりますので、是非そういった一つ一つの確実な実行だとか、より効率的な予算の使い方を、あわせてお願いをしたいというふうに思っております。

特に生産基盤の回復に向けては、この後、議論をされると思うのですが、補給金の単価、それから、限度数量の問題とあわせて、色々な関連対策で生産者の皆さんが積極的に増産に向けてやっていただけることを期待しています。

一方の消費、需要の拡大についても、これも大変大事な問題でございまして、補正予算等の中でも、需要拡大を支援するような生乳需要基盤の強化対策等も織り込まれておりますので、我々乳業者としても、そういったものを受けて積極的に需要の拡大に取り組んでいきたいと思っておりますし、そういった関連諸対策も長い目で継続して検討していただければと思っております。

それから、需給の安定については、やはり季節偏差だとかにより、そのときどきで需給

が大幅に変わりますので、かねてからお願いをしておりますように、需給ギャップ等が発生するときには、カレントアクセス等を含めて、早目早目の対応を従来どおりにやっていただければありがたいと思っていますし、あわせて先ほど飛田委員が言われましたように、短期的な視点だけではなくて、中長期的な視点でこれからも色々御検討していただければ、大変ありがたいと思っております。

以上です。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

では、那須委員、お願いします。

○那須委員

よろしくお願いします。

まず、先ほどの説明ですけれども、全然わかりませんでした。1ページ1時間ずつぐらいかけていただくとわかるかなと思いますけれども。今、農政局が全国に6つか7つありますけれども、農政局の動きが全然見えません。私は熊本ですので九州農政局ですけれども、各農政局単位で、こういった説明を下のほうにおろしていただくような勉強会をしていただくと、畜協なり農協なり、そういう人たちが勉強したものを、また私たちが勉強するという感じで動かしていただくと、農家の側も半分は理解できて、納得して仕事にも打ち込めるということが言えるのではなかろうかと思っておりますので、その点をまずお願いしておきます。

それから、前政権のときに、ある代議士が国内総生産 GDP の 1.5 %を守るために、国民の 98.5 %が犠牲にならなければならないというようなことを言われました。あれを見たときに何なんだと思いました。国民がそんなふうに思っているのかと思ったら、農家側も頑張っていこうという姿勢にならない。やはり国民が応援してくれるから、私たちは今つらいけれども、頑張っていこうという気持ちをかき立ててくれるような、そんな国民を挙げて応援してくれるような体制をつくっていただきたいと感じました。

それから、新聞で先日見たのですが、共同利用施設整備への支援として、今度の予算の中に、今までは 21 億円だったのが、244 億円計上されております。とてつもない上がりようです。ですから、そういうのはとてもいいのですけれども、今度うちの共同利用のトラクターなり何なりが、導入から随分年月が過ぎ、あちこち修繕の必要も出て参りましたので、買いかえようということで相談をしました。そうしましたら、リース方式なのですが、リースの利率が高過ぎる。利率が高過ぎて、1個買うのはいいけれども、結局トラクターを買うならそれに応じた色々なものが要りますので、そういうのを幾つも買っていると、もう利率だけで高過ぎてとてもでないけれどもだめだということで、1回目の話し合いは終わってしまいました。また2回目を今度2、3日後にするのですけれどもね。

そんな感じでリース事業の利率が高過ぎて、2分の1は予算の支援をいただけますのでとてもいいのですけれども、幾つも買うことになると、現場ではどうしようかと頭をひね

っているということが起こっておりますので、その点も考えていただきたいと思います。

この前も言いましたように、私たちにやる気、元気を与えるような行政をしていただきたい。それをもって、私たちは熱意と努力でもって、それに応えるような仕事をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○小谷部会長代理

那須委員、ありがとうございました。

それでは、花田委員、お願いいたします。

○花田委員

よろしく申し上げます。

今、説明にありましたけれども、那須委員、近藤委員が言っていらっしゃるとおり、全く私もわかりません。初めて価格の諮問の回に出席させていただきましたけれども、何か数字ばかりで、計算方法とか色々なやり方というのがあるのでしょうかけれども、もっと実感できるような、本当に日本の農家が生き残れるような、そういう納得がいく説明方法を考えていただきたいと感じました。

余りきょうの説明とは関係ないかと思いますが、私は流通関係、市場のほうにおりますけれども、一番はやはり国内食肉生産の振興、これを今から力を入れていただきたい。

というのは、口蹄疫だとか鳥インフルエンザだとか、この畜産業界の今までの流れというのは、非常に波乱万丈の状態でいいものが一つもない状況で、畜産農家の負担ばかりが増えてきたというような状況がありますので、そういう部分では、やはり全体的には国内の食肉生産の振興という部分で力を注いでいただきたいと思います。

その一つとしては、前回も出ましたけれども、飼料の国内自給率を上げる施策も必要ではないか。というのは、子牛が高い。あるいは、輸入穀物価格が変動して、本当に畜産農家はその輸入価格、餌代ではらはらしているような経営状況で、離農する農家が相当増えている。生産地を回っていても、牛小屋がいっぱい入っているような農家はほとんどないような状況になって、これも先ほど言われましたけれども、こういう農家が、一回潰れると、なかなか復活できないというふうな状況がありますので、そのこの部分の施策をお願いしたい。

それにあわせて、消費の拡大、増進ですね。O157とか食中毒関係の問題がいつぱい出てきて、また、原発事故によるセシウム汚染だとかで、非常に消費が落ち込んでいる。そういう消費が落ち込んでいる中で、消費者から衛生のために検査要望が出てきます。セシウム検査とかそういう負担も非常に大きくなってきている。安全なものを市場としては提供しているので、その部分をもっと消費者にPRしていただいて、消費の拡大に傾けていただければと思います。

それから、BSE検査についてですが、検査対象が30カ月齢超に引き上げられるという

ことになっていきますけれども、実情は、現在も 20 カ月齢で線引きされていても、一団体が検査をすとなれば、どこも検査をしなくてはならぬということで、全国で全頭検査をやっている。これが 30 カ月に上がったとしても、今と全く同じ状況が続くだろうということで、第 2 次答申に出ていますけれども、さらなる引き上げをすることになったときに、検査を確実にやらないような形が出てくる。ですから、今出ている第 2 次答申、これを早急に出していただいて、区別、区分をしていただければと思います。

それから、消費税の問題が出てきておりますけれども、一般の人もよく食べるようになったとは言いながら、やはり食肉、牛肉等はやはり高級品だというイメージが非常に強い。値段が高いというイメージが強い。そういう中で消費税が上がってくると、なお食肉離れが進む。そういう意味で、食肉を含めた生鮮食品の無税あるいは減免措置を考えていただければと思っております。

それと前回もちょっとお話ししましたがけれども、小規模農家ですね。昔からやっている農家さんがやめていって、年寄りが仕事がなくなって、ぼけていく。こういう状況が非常に多くなってくる。そういう福祉とか介護の面からも、小さい家内農業という部分もやはり必要ではないかと思っております。そうすると、高齢者でもいつまでも何か仕事をすることが出てくることによって、ぼけとか痴呆とかいう部分も防げるのではないかということを実感しておりますので、その部分もあわせてお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○小谷部会長代理

花田委員、ありがとうございました。

では、廣野委員、お願いします。

○廣野委員

廣野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

私も生産者の立場でこういう会議に参加させていただいておりますけれども、立場上、多くの注文をつけるのが私の立場かと感じております。

きょうの説明を聞いておまして、今までとはやはり違うというのは感じております。違うというのは、少し手厚くなったということです。

きょう、ここで議論、決定されている対策とか事業は、畜産農家にとっては、経営を継続していくためには、本当にベースとして必要な大きな影響を持っている施策であると思っております。

ただ、私の感触としては、実際にお金は農協から通帳に振り込まれているのですけれども、これがどういう過程でどういう状況に入っているかというのは、生産者の現場では、特に実感されていないのではないかというのを感じております。これがわからないと事業計画も立てられないだろうし、次の投資もできないだろうという気はします。やはり経営の安定という部分をベースにちゃんと置ける政策であるので、その辺はできるだけ生産者に制度も含めてわかるようにしていただけたら、何か元気が出るのではないかと。目標が立

てられるのではないかという気はしております。

飼料の価格安定制度ですけれども、この制度そのものが急激な高騰に対する対策というのがメインというか、そのときにできた制度であると思うのですけれども、近年のように高値安定というか、上がって下がってもやはり高いところにあるという状況で、それに対する十分な対応がとれていないのではないかと。

もちろん生産現場である私たちが、経営の中でそれを吸収していく努力は必要だろうと思うのですけれども、そのためには、新しい知識であったり、新しいシステムであったり、新しい技術であったりというのも含めて、私たちが聞いたらわかるような、また、伝えていただけるような仕組みができれば、スピード感を持って対応でき、持続可能な経営に変わっていきけるのではないかと思います。

加工原料乳生産者補給金の生産者としての意見になるのですけれども、これは北海道の条件不利地域の方の経営安定のための制度だと思えます。これは大切な制度であり、全国で酪農、畜産が継続してやっていけるためにこういう制度は必要であると思えます。

いずれにしても、次の世代が地域ごとに育っていきけるような仕組み、支援を考えていただきたい。大きいところとか強いところとか条件のいいところとかばかりが残っていくというのではなくて、いろんな形の農業、畜産が生き残っていきけることが必要だと思うのです。何か大きな問題があったときでも、そこから供給ができるかということも含めて、やはり考えていただきたいと思えます。

直接この話とは関係ないのですけれども、畜産農家の固定資産税の件です。

固定資産税は各市町村の財源であって、市町村の判断で税額、課税の単価とかが決められておりますけれども、かなり全国市町村によって格差があります。ゼロに近いようなところから、何万円というところがあります。これは市町村が決めるというものの、統一的な、ある程度再生産が可能で、経営が継続できる範囲で考えていただきたい。畜産農家の宅地というのは非常に面積が広くて、50坪、100坪の話ではなくて、何ヘクタールという状況の中で、税額が大きな負担になっているというところもありますので、その辺もどこかの場で統一した基準をつくって、再生産ができるような仕組みをつくっていただきたいと思っております。

それと今回もそうなのですが、色々な対策、施策、出てきておりますけれども、やはりなかなか使いにくいものもたくさんあると思えます。もう少しわかりやすく簡単に、使えるようにしていただきたいと思えます。

いずれにしても、現場の人たちが元気が出る、夢が描けるような形にしていかないと、この農家が減っていく右肩下りの状況は変わらないのではないかとと思っております。

よろしく申し上げます。

○小谷部会長代理

廣野委員、ありがとうございました。

それでは、御担当の方から御説明をお願いします。

○菅家牛乳乳製品課長

近藤委員から、今回の算定方法が従来と変わったところがあるのかどうかという点、それから、大幅な変動があった年等は、そういったことは変動率にどう含まれるのかという2点、御質問がございました。

まず、1点目でございますが、今回の算定方式でございますけれども、後にまた挙げられておりますように、アメリカのとうもろこしの不作に起因して、配合飼料価格が非常に高騰をした。加えて、ここに来て為替が非常に円安に振れているという状況があるということで、今回の配合飼料価格の算定につきましては、25年の1～3月期、ちょうど今の期間でございますが、この期間における配合飼料価格が25年度におきましても、通年でその水準で推移するという前提を置きまして、その前提のもとで計算される農家の方の実質的な負担額、この平均値を出しまして、通常やっている水準に置きかえているわけなのですけれども、その水準をベースとして配合飼料価格の変動率を織り込んだということがございます。ちなみにこの方法は平成20年、平成23年の配合飼料価格の高騰時におきましても、同じ方法を採用しております。

それから、2点目でございますけれども、酪農の場合、こういった大きな天候の変動、地震といった場合には、牛の搾乳量に非常に影響がある。搾乳量が大きく変動した年も、先ほども御説明しました計算式に当てはめますので、つまり変動率に影響してくるということで、そういう特異な年はその算定の基礎から外すということにして、全体に突発的な大きな影響が生じないというようなことをやっております。

それから、中野委員から単価、限度以外にも重要な施策がある。基盤の回復とか、消費、需要の拡大、需要の安定のためには、単価、限度数量にとどまらず検討体制が必要であるというお話もございまして、当然、そこにつきましては予算措置、補正予算における需要確保のための色々な措置を準備をしているということでございます。

もう一点、需給ギャップが発生しないように早目にカレントアクセスで対応するとか、そのアナウンスをするとか、そういったことが必要だというお話もございました。

25年度を見通した場合、これから先なのでございますけれども、夏の需要期に脱脂粉乳の十分な供給がちょっと手薄になるのではないかというような見通しもございまして、そういった観点から、昨年12月にカレントアクセスの脱脂粉乳の輸入量5,000トンにつきまして、前倒しで手続を行うという発表をさせていただいたところであります。実際に物が通関して国内に入りますのは4月以降ということになりますけれども、入札手続を先に行いますので、春先以降、早めに国内に入れることが可能でありますので、7月の最需要期に何とかきちんと手当てできるように、進めてまいりたいと考えております。

では、私のほうからは以上でございます。

○森田食肉鶏卵課長

では、引き続きまして、私のほうから何点か御説明させていただきます。

まず、近藤委員のほうから、算定について従来と変わった点ということでございますけ

れども、食肉に関しましては、肉用子牛の算定につきまして、先ほどの説明の中でも触れましたが、省令規格の見直しに伴ってその部分のやり方が新しい規格のもとでやっているということがございます。

あとは、笹崎委員のほうから、ピッグサイクルの話と大きな変動があったときにはどうするかという話がありました。ピッグサイクルにつきましては、基本的にはまだピッグサイクルがあると思っておりますけれども、最近は通常のピッグサイクルではないような状況が見られていることは承知しております。

大きな変動があった場合には、以前もやりましたけれども、期中改定ということでやるということがあるというふうに考えております。

それから花田委員のほうから、セシウム検査の影響が色々出てきて、消費者にもアピールすべきだというお話がありましたけれども、消費者に対しましては「食べて応援しよう！」ですとか、そういうことで色々消費拡大とか風評被害防止とかを、今、やっているところでございます。

また、花田委員のほうから、BSEの屠畜場での検査についてのお話がありました。報道等によりますと、厚生労働省は屠畜場におけるBSE検査につきましては、4月1日からは20カ月超から30カ月超に引き上げて、20カ月超のBSE検査は当分継続して、また、食品安全委員会では、さらなる引き上げの議論を踏まえて検査の終了時期を検討するというような状況になっているというふうに承知しております。屠畜場の検査で混乱を生じないように、農林水産省としても側面的に協力していきたいと考えております。

私のほうからは、以上です。

○大野畜産振興課長

畜産振興課長でございます。

まず、花田委員のほうからございました飼料の自給率の向上のところです。

前回、企画課長のほうから御説明させていただいたこの「畜産・酪農をめぐる情勢」、参考資料として、きょうお配りさせていただいていますが、その35ページを御覧ください。今回の補正について、先ほど那須委員のほうからお話しがありましたリースの関係についてはまた田村室長のほうから説明があると思っておりますけれども、そのリース事業、「畜産経営力向上緊急支援リース事業 250億」以下、全て飼料関係の事業となっております。今回の補正でかなりの額、このリース事業が250億、それから、3つ下の「飼料自給力強化支援事業」で131億を措置しており、牧草地とか放牧地の部分的な改修、例えば柵を改修するですとか、そういう経費、それから、中国産の稲わらがとまっていますけれども、国産の稲わらを使うための実証や輸送費、自主検査してみるときの経費への支援、TMRセンターの経営改善やそれから、コントラクターがいろんなところの人の草地を扱うときに、起伏を修整するとか、一挙に仕事をしやすくするように草地の整備をするのに使える対策とか、考えられるものをかなりどかんと盛り込みました。まさにおっしゃるとおりで、今のような穀物相場を見ていると、やはり飼料の自給率を上げていくことは重要だと思

ます。

それで、那須委員のお話は、これは算定方式の話でありましたけれども、今、7農政局と北海道の農政事務所と沖縄総合事務局がありますが、全部で7プラス2で9ありますけれども、こういうところも通じて、こういう事業についてももっとわかりやすく御説明させていただかなければいかぬというふうに、今また反省いたしました。

それから、廣野委員からお話がありました配合飼料価格の安定制度です。

これは十分に機能していないというような御指摘ですけれども、これは仕組みとしては、まさに今、御論議いただいております行政価格を毎年毎年決める。そのときに見通せるコストを織り込んだ上で、経営安定対策が打たれる。ただ、そのときに見込んでも、配合飼料の価格高騰があったりしますので、激変分を補填するという仕組みになっています。今みたいにトレンドとして配合飼料価格が上がっていくときに、例えば5年前はトン4万円ぐらいだったというそこまで、全部配合飼料価格安定制度で補填するというのは、これは無理なのだろうと思います。ただ、この制度について、よりよくするために見直したほうが良いという御意見をいただきました。

今の状況を言いますと、夏以来、配合飼料価格が上がっておりますので、今年度、600億ぐらい補填する予定になっています。今、非常にしんどいのは、5年前、平成20年に900億、市中銀行から借金をして、それで満額補填しました。これまで、この制度は常に必要な額を、満額、補填してきました。900億借りているのですけれども、それを毎年毎年、メーカーと生産者の方が積まれる積立金の中から、180億ずつ返してきました。これで3年たつので540億返しているのですけれども、来年度、今のままですとなかなかしんどいというので、補填財源について先に繰り延べるというようなことを、今、考えているところでございます。自転車操業のような状況になっていますので、まさにこれは御指示いただいておりますけれども、抜本的に見直すようにというような御意見は頂戴しているところです。

以上です。

○田村畜産総合推進室長

那須委員から、機械リースのリース料について、高過ぎるというお話がございました。

先ほど、大野課長からちょっと申し上げましたけれども、今年度の補正予算、先般閣議決定しておりますけれども、こちらのほうで、いわゆる機械リース事業ということで250億円措置してございます。この250億円はリース機械の3分の1から2分の1、コントラクター、TMRの場合が2分の1ということでありまして、それだけの金額を国からALICを通じて補助いたしますので、それに伴って当然そのリース料は軽減することとございます。したがって、こういった事業を是非御活用いただきたいと思っております。

この事業の仕組みといたしましては、今後、公募要領とかいったものをつくっていく中で具体化するわけですけれども、平成21年度の同様の機械リース事業という例で申し上げますと、公募によりまして民間の事業実施主体を8団体ほど、前回選んでいまして、そ

の事業実施主体の方が公募によりまして、民間のリース会社の方を選定する。これが前回の例ですと 14 社あります。したがって、全てのリース会社のリース料が下がるというわけではなくて、この機械リース事業に関連するリース会社であれば、その分リース料は下がりますので、そういったことも我々、先ほど農政局等を通じてよく PR してほしいというお話がございましたけれども、補正予算が成立した暁には、我々が手分けしてしっかりと地方のほうで PR させていただきたいと考えております。

それから、その前段といたしまして、20 億が 244 億に増えたというお話をいただきましたけれども、こちらのほうを簡単に申し上げますと、共同利用の畜舎等、こういったものを応援・補助する、いわゆる「強い農業づくり交付金」というものでございまして、こちら委員がお話しになられましたように、今、25 年度の概算要求、いわゆる組替え要求をしているところでございまして、今月中に閣議決定の運びになりますけれども、要求額といたしまして 244 億円の要求をさせていただいているということでございますので、こちら予算が確保できましたら、是非御活用いただきたいと思います。

あともう一点、廣野委員から固定資産税についてのお話を頂戴いたしました。この固定資産税につきましても、御案内かと思っておりますけれども、平成 12 年、10 年ちょっと前に、一応、畜舎用地の評価方法を端的に言えば軽減するという方向で改正措置しているということでございます。来年度の税制改正につきましても、昨日、与党が税制改正大綱を決定・公表しており、また来年度以降、そういった各農家団体の方々の御要望を踏まえて、与党の中で御審議なされるというふうに承知しております。

○小谷部会長代理

畜産企画課長、お願いします。

○渡邊畜産企画課長

飛田委員から、長期にわたった政策を、酪農、畜産について考えなくてはいかぬという御指摘がございました。また、中野委員他複数の委員から、生産基盤が縮小する中で、その回復を図らなければならないというお話もございました。

基本的には、現在の酪農、畜産関係の政策でございましてけれども、きょう御審議をいただく法律に基づく加工原料乳の補給金の制度、あるいは食肉あるいは肉用子牛の制度に加えまして、先ほど大野畜産振興課長が言及した 35 ページの資料にございますけれども、畜産関連の主な予算の対策というものが、今の畜産政策の姿なわけでございます。まさに、きょうここで御審議をいただいて、来年度の価格等を決定をするということに合わせまして、もちろん、これは並行してでございますけれども、畜産の関連の対策のほうも決まっていく。

予備費を活用した経済対策第二弾の中で、運転資金の措置あるいは補正の中で、資料にございますような様々な対策というのは既に閣議決定をして、これから補正については審議をいただく。

それから、現在まさに 25 年度の当初予算の入れかえ要求中でございまして、これにつ

いては来週にも閣議決定をして、国会に提出して御審議をいただくというようなことで、一定のこのタイミングで来年度の施策というのは出ていくということになるわけでございます。

ただ、これで終わりというわけではございませんで、まさに飛田委員が御指摘のとおり、中長期的視点に立って畜産なり酪農の対策政策のあり方というのは、検討していく必要があるということで考えております。生産基盤の維持、回復というものを図るための施策のあり方としてはどういうものがあり得るのか。あるいは、まさに今存在する経営安定対策のあり方について、これをどうするのか。さらには、御指摘がございましたけれども、高騰して高どまりする配合飼料価格の上昇とかに対応する配合飼料価格安定制度、これも経営安定制度と関連しまして、そのあり方をどう考えていくか。

まさにそういった検討を、今度は 26 年度予算の概算要求というのがまた今年の夏にございますし、それに向けて、またさらにその後に向けて、政策のあり方というものを中長期的な視点に立って検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

それから、廣野委員からございましたけれども、そういった政策、わかりづらいと使えないので、わかりやすくという御指摘がございまして、これは全くごもっともでございまして、まさにそのような努力を不断に行っていく必要があるというふうに考えております。

○原田畜産部長

補足をさせていただきます。

みんな答えにくくて答えていないのかもしれませんが、全くわからない説明を受けたということについては、大変ショックではございますが、法律に基づいて、諮問をして答申を受けてというものについては、補給金にしろ保証価格にしろ、これはルールでございましてこういった説明をさせていただいて、御意見をいただいて決めるということにしてございます。

もっとわかりやすい説明をするということについてはおっしゃるとおりで、どんな知恵が出るのか、各課に任せますが、説明を工夫したいと思います。一般の国民の方が聞いてもわからないのではないかというような御指摘を受けますと、やはり工夫が足りないのかなと反省をしております。

それと去年の秋ぐらいに、一度懇談会というような形で御意見を聞く機会を設けましたけれども、こうした法律で決めた事項を聞くのはもちろんですが、折にふれて皆さんの御意見を聞く場を設けたり、それは例えば、今お話のあった長期的な対策の検討ですとか、予算の検討ですとか、あるいは急激な情勢変化があったときに、そういったことの御説明ですとか、そういったことも私たちがもっと丁寧にこの会議の運営を考えていく必要があると思いますので、きょうはそういったことで、中心の話題は限られますが、もっと幅広く色々な話題を日ごろからお聞きできるような工夫をしたいと思っております。

○小谷部会長代理

牛乳乳製品課長、お願いします。

○菅家牛乳乳製品課長

先ほどの近藤委員への私からの御説明で不十分な点がございましたので、つけ足しをさせていただきますと思います。

限度数量を策定する際に、搾乳牛の頭数がどれぐらいになるのかという見通しと、1頭当たりの乳量がどれぐらいになるのか、これを掛け合わせたものが生乳の供給量の見通しになるわけでございますけれども、生乳の1頭当たりの供給量を、過去のトレンドに基づいて出していくということなのですが、その過去のトレンドをとる際に、異常値がある場合にはその年は排除して計算をするということをしております。

先ほど、変動率の計算において、そういう異常値がある年は排除するというふうに申し上げたのですが、そこは異常な年でも一応織り込んだ上でやっております。ただ、その変動率の計算につきましては、過去3年平均ということをやっておりますので、そこはそういった異常値があっても、そのまま織り込みますけれども、それは3年平均ということできちんとならされる、緩和をされるということでございます。

以上でございます。

○原田畜産部長

もう一点だけ、補足いたします。

笹崎委員のほうから、養豚経営の関係で急激な飼料の高騰ですとか、要するに、対応し切れない場面をどう捉えたらいいのかというような御指摘がございました。

きょうの豚の安定価格帯というのは、先ほどお話ししたように生産費を埋め込んで算定していますけれども、養豚経営向けの対策として、今、養豚経営安定対策がございまして。これは、枝肉価格が、460円という固定した保証基準価格を下回ったときに8割補填ということにしているのですが、こういったものはまさに固定しておりますので、急激なコストアップ等に対しては、なかなか対応できないということがあろうかと思っております。

もう一つ、肉牛のほうはマルキンという制度がございまして、これは四半期ごとにそのときの枝肉価格とコスト、飼料費あるいはもと畜代も随分上がりますので、そういったものを四半期ごとに組み込みながら計算をして、差し引きの8割を払っているというものがございまして。25年度からは豚肉も460円という固定ではなくて、そのような変動する、収益と生産費を組み込みながら計算をして、その差額の8割を補填するという計算方法をとるべきではないかというふうに今、考えていまして、まだ2カ月ほどございますので、4月1日までには関係者の方々とも相談をして、そのような形で移行してまいりたいと考えております。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

笹崎委員、お願いします。

○笹崎委員

養豚経営安定対策事業についての補填金の話題が出ましたけれども、私は養豚経営だけ

ではなくて、食肉流通の経営もやっております。何が一番、今の時代で生産者にとって大事かといいますと、資金繰りからいった場合の速やかな支払いなのです。お願いをしたいことは、例えば、豚の場合は四半期で締めます。12月の31日で締めたものが、これが不思議なのですけれども、1月31日に計算を確認をしようというのですね。でも、今のコンピュータ社会では1秒で計算できてしまうのです。検証しなくても、これは毎日、追加統計をやっていけばできます。ですから、12月31日で締め切った瞬間に、実は四半期の値段が決定できるはずなのです。

であれば、それを前倒しをして、今、実際は3月の初めに支払いが行われています。どうしてこれが1月の後半とか2月の前半にできないのだろうかという、生産者としての素朴な疑問がございます。事務体制、もう少し処理を早くして、予算があって決まっているのであれば、速やかな支払いができるような方式に改善していただきたい。これは生産者の立場でのお願いでございます。

続いて、先ほど那須委員からGDPの1.5%の農業のために他の産業が犠牲になっているというある代議士の発言についての話がありましたけれども、私は自分が生産者であり、消費者の一人でもあるという立場でこれから話をいたしますと、やはり消費者の目から見たら、農林水産省という省益の中でやりとりが行われているのではないかという誤解もあると思います。

食料という問題を、どうして省益ではなくて国益として考えられないのだろうか。これは農水省を含めて私たちも一緒になって、国民が考えられるような啓蒙活動というものが、今、一番必要なだろうと思います。

どうしてそういう意見が出てくるのか。私はお店をやっていますが、意識の高い消費者から食料に対する不安というものに対して、昨年ぐらい意見をもらったことはございません。

震災もあったせいもあります。震災のときに何が一番必要だったか。衣食住の中で食がありました。1週間たったら、あつという間に忘れちゃったけれどもね。

要するに、当たり前前に食料が供給されて、日本人は飢えからこの60年間、解放されてきました。ですから、食に対する感謝というものがいつの間にか根本から欠如してしまっただけです。

そして、今の状況からいいますと、お肉にしても穀物にしても、世界の総生産量の5～10%ぐらいが貿易流通しているわけですよ。ですから、気候変動による不作や、人口や消費がちょっとはね上がったときには、その流通量はあつという間にタイトになる。あるいは、食料価格が高騰する。あるいはファンドマネーが入ってきたら、幾らでもそれをマネーの餌食として翻弄することができる。そういう中で今の日本の食料自給率がこれでもいいのかという国民的な議論がうやむやのままに、お金を払えば物が入るんだという暗黙の常識が、ここ三、四十年間にずっとしみついてしまった国民の意識は、多分この潮目によって、相当変わらざるを得なくなるのだろうという危機感を私は持っております。

去年も東南アジア各地を回りましたが、すごい食料の需要量です。世界一の荷揚げ量を誇るシンガポール港を見ましたけれども、ものすごい量が荷揚げをされて、あっという間に消費をされていく。そういう中で、日本の食料政策は本当にこれでいいのだろうか。ちなみに、シンガポールは食料自給率ゼロでございます。食料自給率ゼロの国が、どういう外交交渉をしながら人口密度が世界第2位で、518万人の人口を養っていくのかという政策決定を、戦略的にやっている姿を見に行ったわけではありますが、日本の場合は、農水省だけが幾ら頑張っても、戦略的に国がやっていくという方向のかじ取りをしていかない限り、いつも同じ議論が続いていくのではないだろうかという不安を、一消費者として思っております。これが、生産者であり、消費者の一人であるという立場での意見でございます。

最後に、審議会の委員としての立場になりますが、大きな変動の捉え方をどう見たらいいのかということになります。

穀物が上がったから、為替がこうなったから、あるいは生産費がこうなったから、色々な変動要因がありますけれども、きょう結論を出さなくても結構でございますので、事務方のほうから、この辺の一つの基準というものをひとつ出していただいた上で、どういう対応策を緊急にとっていくのか。期中改定を視野に入れると申しましたけれども、期中改定を視野に入れるための物差しもこれから必要になってくるのではないかとというのが、これは審議会の委員の立場としてです。

合計3点、申し上げさせていただきます。

○小谷部会長代理

笹崎委員、ありがとうございました。

これに関しては、では、企画課長、お願いします。

○渡邊畜産企画課長

養豚対策の速やかな支払いという点の御指摘がございました。

確かに、売った価格はその日にわかるというのは御指摘のとおりでございますけれども、まず政策としてやっておりますので、公表されている統計データ等に基づきまして、価格を算定して差額を算定するというところでございますので、やはりそういった統計のタイミングの問題もございまして、今の時期になっているということだと思っておりますけれども、いづれにいたしましても、各方面からなるべく支払いを早くという御指摘をいただいておりますので、できる限りの努力はしていきたいと考えております。

それから、生産者であり消費者である立場からの、食料に対する不安に関連する御指摘がございました。

農林水産省としては、やはり食料の安定的な供給というものがその使命でございます。そのために、色々な生産関連の対策等を講ずることで国内の生産力を確保しつつ、さはさりながら農地の面積の問題等がございますので、国内生産だけではとても食料を賄い切れな。当然、輸入と組み合わせまして、また、一部については備蓄といったものを組み合わ

せながら、食料の安定供給を図るとというのが基本的な農水省の使命であると認識しております。

畜産におきましても当然同じでございまして、飼料自給率の向上の目標というものを掲げまして、先ほど振興課長から自給飼料対策のお話もございましたけれども、あるいは飼料穀物の備蓄も含めまして飼料の安定供給を図りながら、さらには先ほど言及いたしました、生産基盤の維持、回復を図るための施策といったものを、既に今やっているものもございまして、また、中長期的な視点に立って施策のあり方を検討していくというようなこともございます。

国民に対する食料の安定供給をいかに確保するかという、重大な使命をまさに遂行する上で、どういう施策のあり方がいいのかということも含めて検討していく必要があると考えております。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

では、富士委員、今いらっしゃいましたが、御意見が一巡したのですけれども、急ですがどうでしょうか。

○富士委員

質問ならあります。

○小谷部会長代理

では、お願いいたします。

○富士委員

酪農関係では、1頭当たり乳量の減少とありましたけれども、その主な理由とか要因とかは、どういうふうなものを見ていらっしゃるのかということ。

飲用牛乳はずっと少子高齢化があって、全体の需要量が減っていますけれども、中長期的にもやはり減っていくと見ているのか。その辺の中長期的な飲用牛乳の需要予測というのですかね。一人一人が飲んでいる量は変わらないのか。それとも、少子高齢化が進行するから、総需要量として減るのかどうか。そこら辺の見立てを御質問させていただきたいと思います。

牛のほうでは合理化目標価格を上げていますけれども、輸入牛肉の価格が上がっているのか。それとも部分肉換算係数とか、色々な係数が上がっているのか。その辺は、前と比べてどうなったのかということですね。

あと、豚肉の保証基準価格、460円というのがありますね。養豚経営安定対策の計算は7中5という、過去7年の生産費のうちの高い低いを取って5というもので、豚肉の安定帯価格は5年です。その辺の違いというのは、別に安定帯価格は法律に基づいた措置だし、こちらは予算上の措置だろうということなのか。その辺の整合性というのをどういうふうにご考えていらっしゃるのかという質問でございます。

お願いします。

○小谷部会長代理

富士委員、ありがとうございました。

では、牛乳製品課長、お願いします。

○菅家牛乳製品課長

今の御質問でございます。

まず、今の1頭当たりの乳量でございますが、今回の単価の変動におきましては、乳量につきましても、過去3年の乳量平均値でその増減率を出しておりますが、過去3年平均で、22年度の猛暑による1頭当たりの乳量の減少が大きくきておまして、今回の算定におきましても、乳量のところだけで見ますと、これは上げ要因、つまり、係数として見た場合に一部小さくなっているという状況でございます。

それから、飲用の今後の需要でございますが、要因が2つある。

少子高齢化ということで、たくさん飲む若い世代が減って行って高齢者の方が増えている。それから、飲用の需要全体として、やはりペットボトルとか、他の飲料に需要が流れているのではないかとという見方もございます。こういった要因が相まって、飲用需要全体が減少傾向ですが、例えば、ヨーグルトや乳飲料も含めると、それは今、非常に伸びを示しておまして、特に機能性を生かしたような販売展開をかけていますので、非常に好調ではございますが、本丸の牛乳自体、こういったところに着目をして考えてまいりますと、残念ながらなかなか今後の需要は厳しい状況ではないかと見ております。であるからこそ、そこは今後も需要拡大、消費拡大の努力をしていかなければならないということでございます。

では、これは以上になります。

○森田食肉鶏卵課長

続きまして、私のほうから、合理化目標価格が上がった理由ということでございますけれども、まず、輸入牛肉価格の低下、あと国産牛肉価格の低下による品質格差の縮小等が下げ要因でございましたが、省令規格の見直しを行いまして、市場取引換算係数が増加したということがかなりきいておまして、それで上げになったということでございます。

以上です。

○小谷部会長代理

では、畜産企画課長、お願いします。

○渡邊畜産企画課長

豚の関係でございますけれども、7中5は恐らく繁殖経営支援事業の38万円を計算したときの考え方だったと思います。

この豚の460円につきましては、これは21年度までのいわゆる地域肉豚を、22年度から、22、23、24という3年度の対策ということで、全国一律の仕組みに衣がえをした。ですから、21年度に準備をしたわけでございますけれども、準備の計算をいたしまして、当時見込まれる豚肉の生産コストがどのぐらいかという、生産コスト相当額を計算して

460 円というのをはじきまして、それを 3 年間固定して安定的に運用してきたというものでございます。

今年度で一応その区切りでございますので、来年度からは、畜産部長が御紹介いたしましたように、いわゆる新マルキンのように、生産コストと収益を四半期ごとに算定をいたしまして、その差額を計算してそれに対応する差額の 8 割を出していくということで衣がえをしようということで、この 2 月、3 月と準備を進めたいというふうに考えております。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

先ほどの飲用牛乳のことについて、中野委員、もしよろしければ、委員同士でもお話を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中野委員

飲用向けの需要量が長期的にどうかということなのですが、残念ながら今のままの傾向でいくと、毎年減り続けます。実は、震災の後、1 回だけちょっとはねたことがあるのですが、落ち着いたたらまた現状に戻っている。これについては、我々乳業者としても商品開発の部分でもう少しやりようがあると思います。

ただ、全くの何も手を加えない、いわゆる成分無調整の牛乳の消費量をふやすということについては、今の人口構成だとか若い人の嗜好だとか清涼飲料等の色々な競合品の中で、これはかなりハードルが高いと思います。牛乳の需要をいかに拡大するかという意味では、まだまだ我々としてやらなくてはいけないことはたくさんあるというふうに思っていますので、乳業者としてこれからも頑張っていきたいというふうに思っております。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

それでは、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員

この後離席させていただきますので、質問ではなくて、最後に意見だけちょっと申し上げて失礼させていただこうと思います。

この場で言うことが適切なのかわかりませんが、諮問の内容に考慮することがあればということが書いてありますので、申し上げたいと思いますが、この算定方式というのは、どうしても、過去の状況とか過去の変動率とか過去の物価であるとか、そういうことに基づいて決めていかれるわけですが、生産者委員の方々が多くおっしゃったように、先はどうなるんだという見通しとか、先に夢を持てるようなあり方について、これからは是非そういうものを組み込んで、こういう方向で行きましょう。だから、こういう金額を組み込むという、これから先、自分たちがプラスに事業、生産を取り組んでいけるような考えを盛り込んだ試算の方法というものもあるのではなかろうかと思えます。

例えば、民間企業であれば、マーケティング的に今後はこういうふうに取り組むのだから、ここに力を入れてこういうところにコストをかけようということが、ある程度予算に

盛り込まれるわけですね。だから、そういう考えもこの算定方式の中に入れていただければ、もしかしたら生産者の夢とかやる気を起こす、必要な要項になるのではないかと思いますので、あくまでも意見として申し上げておきたいと思います。

○小谷部会長代理

近藤委員、ありがとうございました。貴重な意見をいただきました。

それでは、一度、御意見、御提言が出そろったということで一旦区切りとしまして、ただいまから 10 分ほど休憩時間をいただきたいと思います。2時にまた再開をしたいと思

います。

ありがとうございました。

〔休 憩〕

○小谷部会長代理

それでは、部会を再開いたします。

ここからは、御発言のある委員の方に挙手をしていただきまして、事務局はそれに対して適宜お答えいただくということで進めていきたいと思

います。よろしく願いいたします。

それでは、御発言のある委員の方、挙手をお願いいたします。

○那須委員

質問の1です。国産米にはポイント制があると聞きましたけれども、国産牛とか、そういう国産品の成牛に関して、そういうポイント制というのは考えていらっしゃいますでしょうか。ありますでしょうか。それが1つです。

それから、先ほど農政局の話をしましたけれども、ここの6-1の4ページの最後のほうに、外国並みのコストで生産できる理想の国産子牛農家購入価格というのがありますけれども、この外国というのは、恐らくアメリカとかオーストラリアとか、ああいう大国のことを指して外国と言っているのだろうと思

いますけれども、そういうところと日本を同じコストでしろと言っても、皆さんもおわかりと思

いますけれども、面積がありませんから、これは絶対かなうことはありませんから、どんなふう

べ物、北海道は北海道の食べ物、その地に生きる人はその地に生まれたものを食べるのが一番理想ですので、各農政局に力を入れていただきたいという願いがあります。

TPPの問題も、それからしますと、関税撤廃ですので、そこが反対です。やはり関税と言うのは、お互いの国の文化を、お互いにどれだけその価値をつけましょうかということですので、私たち和牛を養っておりますけれども、和牛に関しましても何十年とかかって改良しまして、やっと日本のいろんな和牛ができ上がりました。私は熊本で「あか牛」をつくっていますけれども、「あか牛」もやっと最近日の目を見るようになりました。「あか牛」というのは、熊本の文化です。この文化を一律に外国と同じというふうに見ただくことが歯がゆいのです。私たちの国の熊本でつくり上げた文化ですので、絶対ここは曲げてはいけないということで、外国とここは違うのですということをうたっていたきたために、TPPは反対というのが私の意見です。

ですから、この関税撤廃というのが反対であって、全部が反対と言うわけではありませんけれども、そういうことで皆さんも TPP にはしっかり頑張っていたきたいと、そのように思います。

それから、後継者問題ですけれども、うちも今年、この前も言いましたけれども、息子が新規就農し、やっと畜舎設計の段階に入るようになりました。もと牛を3月までに入れてしまわなければなりませんので、先々から買い付けていたわけです。結局、牛舎がまだ完成していませんので、よその牛舎を借りまして、そこに買い付けた牛は入れているという状態です。ですから、支援事業としまして、もっと速やかに後継者が入りやすいように、そんな支援をしていただきたい。余り書面とかそういう難しいことを言うのではなくて、早く取りかかれるような、そういう支援をお願いしたいということでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○小谷部会長代理

那須委員、力強い御意見をありがとうございました。

それでは、担当の事務局、お願いします。

○森田食肉鶏卵課長

食肉鶏卵課長でございます。

先ほどの米のポイントの話でございますけれども、私も詳細には承知しておりませんが、私も「こくポ」というような仕組みがあって、協賛する企業が何かそういうのに乗ってやっているというふうに聞いています。今はたしかイトーヨーカドーぐらいしか参加してなくて、それでやっているのが米だけだということで、牛肉が全くそういうのに乗れないわけではないようなのですけれども、ちょっとこれから勉強していきたいと思っております。

あと、合理化目標価格の算出は、米国産と豪州産の価格を輸入牛肉価格と見てやっておりますけれども、政策目標価格ということで設定しているところなので、そのところはそういう形で御理解いただきたいというふうに思います。

TPPについては、私のこういう立場から申し上げるのもちょっとあれなので、そこは控

えさせていただきます。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

では、畜産企画課長からお願いします。

○渡邊畜産企画課長

TPP 反対という御見解を承りましたけれども、ここについては、農水省の立場といたしましては、TPP はやはり聖域なき関税撤廃を前提にする限り、交渉参加に反対というのが基本的な考え方でございます。

いずれにいたしましても、TPP の交渉というのは進んでおります。交渉というのは、11 か国の交渉は進んでおりますので、その進展の状況あるいは我が国が色々な関係国と接触しながら把握した情報というのを、国民に提供していくというようなことを通じて、議論をして十分に検討を行うことが重要なというのが農水省の立場でございます。

また、やはり九州で生まれ育ったものはやはり九州の食べ物を食べるのがいいという御見解につきまして、役所言葉でどのように申し上げたらいいのか、考えておりますけれども、地産地消ということかと思っております。やはり地産地消の取り組み、これは大切なことでありまして、これはわが国でも地元の食材を地元で食べようじゃないかというのは、まさにフードマイレージみたいな話もございまして、大事な取り組みだということで、色々な支援をしてきたということだと思っております。まさに心情的には同じということを書いていいのではと思っております。

また、後継者の問題あるいは新規就農あるいは規模拡大といったような問題への支援策でございますけれども、これは従前から、色々な補助事業等メニューというのをやってきてございます。「強い農業づくり交付金」もまたありますし、先ほど一部御紹介した 250 億円のリース導入を支援する補助つきリースの事業とかございまして、あるいは来年度は簡易牛舎について補助しようみたいなメニューもちょっと考えておりますので、そういったものを活用していただければと思っておりますし、また、できる限り申請等をしやすくしていく必要はもちろん、あると考えております。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

では、畜産振興課長、お願いします。

○大野畜産振興課長

今のお話の中で、まず、先ほどの合理化目標価格ですけれども、もちろん、余り細かいことを言うのもあれなのですが、資料 6 - 5 の 4 ページにありますけれども、輸入牛肉と全く同じ価格で作るという意味ではなくて、一定の品質格差があるので、この品質格差を見込んだ上でやはり安くつくろう。これが合理化目標価格になっています。イコールでつくれということにはなっておりません。ただ、もちろん、対抗するためには一定の品質格差が存在しても、やはりコスト削減をするのが必要だということですので、肉用牛のコス

ト削減のための技術的側面については畜産技術室長からお話いたします。

それから、肉用牛のコスト削減には、やはり相当部分を占める餌のコスト削減が必要ですので、これについては草地整備推進室長からお話いたします。

それから、TPPに関連して和牛の知財保護についてお話がありましたけれども、これについても畜産技術室長のほうから、それぞれコメントを述べさせたいと思います。

○菊地畜産技術室長

畜産技術室長でございます。

先ほどコスト削減のことについてお話がございましたけれども、肉用牛の肥育の関係で申し上げますと、やはり品種に見合った肥育というのが一番重要ではないかと思っております。先ほどお話にありました「あか牛」につきましても、やはり粗飼料を利用している特性がございますものですから、例えば、熊本の産山でも草うしをやっておりまして、そういうところでコスト削減を図っていると思っておりますし、今後そういうところを推進していかなくてはいけないのではないかと考えております。

それから、家畜改良増殖目標でも、これまではどちらかというと肥育、脂肪交雑を偏重した形で、ややもすると肥育期間が過度に延長するような傾向があったわけですが、やはりそういったことではなくて、今後は飼料利用性の改良への重点を移したり、あるいは早期に十分な体重に達して現状と同じ程度の脂肪交雑が入るといったような、そういった品質の向上、そういったことを図りながら、和牛、黒毛についても改良していく必要があると思っております。

実際、昨年10月に長崎県で全共が開催されまして、そういった中で肥育の出荷月齢も、現状よりもかなり短い24カ月齢出荷というようなことも実施をいたしまして、今後そういったことを含めてコスト低減ということを推進していきたいと思っております。

以上です。

○那須委員

飼料の品種については、これは種苗屋さんと共同して改善されるのですか。

何でこんなことを言うかということ、熊本は暑いですので、夏場は餌がなかなか育ちませんけれども、ローズという種類だったらある程度草が伸びますのでつくりやすいです。でも、単収1.2トンぐらい、ロールで大体2個ぐらいしかとれないのです。そうしますと、機械代、労賃、色々なことを考えると、つくらないほうが良い、買ったほうが良いというような雰囲気があります。ですから、こんなことを考えると、やはり品種もどんなふうにして卸されているのかと、今、疑問に思いましたのでお尋ねしました。

○小倉草地整備推進室長

草地整備推進室長の小倉と申します。

では、ちょうど餌の品種の話になりましたので、餌の面からのコスト削減で少しそれを説明をさせていただきます。

先ほど振興課長のほうから、こんな自給力向上のための対策を打っていくのだという話

をしたと思います。生産費の中にもありますとおりで、生産コストの中の少なくとも4割、多いものだと6割は飼料代ということになります。あと、最近穀物価格、輸入の価格が高騰していると話題になりますけれども、実は粗飼料のほうもしっかり高騰しています。今度は円安の影響も心配ということで、これからの経営安定、コスト削減の上では、やはり餌を自給していくというのは大切なことだと思います。

具体的な話としては、基盤整備だとか、今、言われた品種の改良がありますが、この品種について言えば、国の独立行政法人と各県の試験場が連携をして様々な気候条件だとか、土地条件に合うというようなものを考慮しながら、改良を進めています。その中でいいものが選べるようにということで、基本的には日本の風土に合うものをつくって行って、国内で増殖をして、1回海外に持って行って、もっとふやしたら再輸入をして、それを使わせていただくというような体制もでき上がっています。

あとは那須委員のところでも取り組まれています、水田の活用にもしっかり取り組んでいく。また、暖地では裏作にも取り組んでいくということだと思います。

そのベースになる、いわゆる機械のリースですとか、あと先ほどあった共同施設ですね。場合によっては、その中央センターみたいなものでエコフィールドも上手に使いながら、コストを下げていくということがあろうかと思っています。

そういうことで、全体的な支援をしながら、とにかく国産の飼料を使ってコスト削減ということで、色々お手伝いをしていきたいと思っています。

以上です。

○那須委員

やはり、飼料を作るということは、コストが随分かかります。飼料をつくらないなら、ただ餌をやって牛の面倒を見ればいいわけですから、その分の時間があきます。でも、餌を作るというのは本当に時間が要るのです。お金もかかりますけれども、ですから、そこをもう少し支援を強化していただくと、自給率の向上につながるのではなかろうかと思っています。

○小谷部会長代理

那須委員、ありがとうございました。

では、富士委員、お願いいたします。

○富士委員

3点ほど。

1点は、加工品の原料原産地表示。この畜産、酪農の世界でも食肉加工品、乳製品ありますが、やはり対象品目の拡大というのは、我々からすれば、全ての加工品で原料原産地表示をやっていただいて、消費者に適切な判断をしてもらうということが大事なのですが、業界、メーカーのほうのさまざまな理由で反対とかありますが、食品産業業界は農水省の管轄というか範囲のはずで、そういう意味では是非農水省が主導してこの問題について、政府内部でも厚労省とか色々あると思いますが、積極的に取り組んでもらいたいということ

が一つ。

2つ目は、これは何回も言っていますが、東北の牧草の除染です。2万ヘクタール、3万ヘクタールと言われていますが、採草もそうですけれども放牧地も汚染されているわけで、牛が牛舎から外に出られないということが1年も2年も続いているというのは悲惨ですね。だから、一刻も早く除染をしてほしいと願っているのですが、今年の夏ぐらいまでに除染がどこまで完了するのか。その辺の計画のめどとか、焼却すべき牧草の処理についてはどうなっているのか。県研究機関とか農家とか、そういう段階で色々なことを提案しているとも聞きますので、稲わらもそうですし、堆肥もそうですし、牧草もそうですが、そういう汚染された牧草等の終末処理とかについて、これも自民党、公明党政権になったし、そういう意味で、ちゃんと終末処理の道筋をつけないと、どこにも行き場がなくなって農家段階で滞留しているということが続くわけですので、ここも政権交代を機に、是非とも農水省の主導で早く終末処理に向けた取り組みを加速化してもらいたいというのがあります。

それから、3つ目は、杞憂、または危惧かもしれませんが、中国の大連で口蹄疫が発生しました。大連一札幌とか大連一福岡とか、さまざまな地方都市の空港とも大連は結ばれております。そういう意味で、我が国への口蹄疫の侵入における空港での防止体制、その辺について徹底しているのかどうかというのが質問です。

よろしく願いいたします。

○小谷部会長代理

富士委員、ありがとうございました。

企画課長、お願いします。

○渡邊畜産企画課長

加工品の原料原産地の表示の関係について、私から申し上げます。

全ての品目について、原料原産地表示をというコメントであるというふうに認識をいたしておりますけれども、これは消費者庁の権限ということになっております。もちろん、私どもは畜産物の生産なり消費なりの増進といいますか改善といいますか、そういったものを任務としておりますので、まさに加工品の原料原産地表示がそういった我々の政策目的に合致する部分は、一生懸命進めていきたいというふうに思っております。

これは、消費者庁のほうで検討する場を設けまして検討しているというのが現状だと認識しております。先般、食品表示についての法制を一本化するということできずと検討してきて、その中で議論になっておりましたけれども、そこでは結局結論は出ずに、またその後も検討をさらにしていこうというような段階になっていると理解をしております、畜産物の生産、消費、そういったものの改善等に資するような形の原料原産地表示になるよう、私どもも必要なインプットをしていきたいと考えております。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

畜産振興課長、お願いします。

○大野畜産振興課長

東北の牧草地の除染の件でございます。

除染の必要な面積は、岩手、宮城、福島、栃木、これで大体3万9,000ヘクタールぐらいの除染が必要だと言われております。この中で、一昨年23年、原発の事故が起こった年に2,000ヘクタール、昨年1万7,000ヘクタール、これで1万9,000ヘクタール除染が済んでおります。残りが半分です。

去年のペースで行けば終わりそうな感じがあるのですが、ただ問題は、前回申し上げましたけれども、急傾斜地とか礫、石ころが多いところですね。これが非常に反転耕がしにくい。こういうところをどうするかという技術的課題がありますので、去年も実証等相当やらせていただきましたけれども、とにかく技術的な課題となっているところ、隘路になっているところを早急に解決して、これは本当にできるだけ早くとしか申し上げられないのですが、関係省で4,995億、予算も要求していますので、とにかく除染を協力して一生懸命やりますという答えになります。

それから、稲わらとか牧草ですけれども、稲わらは一昨年、汚染稲わらが大きな問題になりましたが、7,000トンのもの、96%はほぼ片付いているか作業中という感じで、一時保管は進んでいます。牧草については、17万～18万トン、汚染された使えない牧草があります。今、すき込みですとか焼却ですとかいった形で処理されているものが4万トン。ですから、14万トン近く、稲わらに加えて汚染牧草というものが使えないまま一時保管されているという状況です。

今、やっておりますのは、もちろん最終処分に向けて努力していかなくてはいかんのですけれども、この前も関係団体から御要請がありましたが、どこかに処分場をつくらないといかぬ。これは仮設の焼却施設だったのですけれども、焼却して減容化して処分場に置く。こういうことになるわけですが、置くとなるとそこにやはり反対が出てくる。なかなか進まないのが現状です。ですから、私どもも、引地分析官がおられますけれども、環境省と一緒に頑張ってとにかく御理解を求めるように努力しています。

とにかく、減容化のための施設をつくらせてほしいとか、そういう話し合いには私は参加するようにしています。

今、一時保管しているものが破れて、万が一にも牛の口に入ったりしないように、あるいは異臭を発生しないように、チェックしてシートをかぶせてもらうとか、大きいのをペレットにして減容化して、最終処分場が確保されるまで減容化した形で保管する。こういう取り組みもやっています。とにかく、これも除染と一緒にすけれども、住民の方の御理解を得るようにして、とにかく一生懸命やっていますというお答えをするしかなく、今いついつまでというふうに明確に申し上げられる状況ではないです。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

動物衛生課長、お願いします。

○川島動物衛生課長

口蹄疫の侵入防止の関係です。

中国大連で発生しまして、稲わらを加熱をしておりますけれども、過去に発生が長らくなかった場所での発生だったということで、今、全面的に輸入手続を停止しております、安全性が確認できるまではその措置を継続するという対応をしていきたいと思っています。

それから、空海港での水際検疫の強化ということでして、これも非常に重要なことだと思っています。これまでは、空海港での入国者の靴底消毒ですとか車両消毒、こういったものやってきましたし、検疫探知犬、こういったものも活用してきちんとした検査をするということやってきましたけれども、23年の4月に家伝法が改正されて、さらに入国される方々に対して質問票を配ったり、場合によっては携帯品を消毒をさせていただくというような新しい権限もいただきましたので、そういったところで、今、取り組んでおります。

先週の金曜日、全国の担当者を集めまして、口蹄疫の侵入防止対策にもう一度力を入れようということで、これから春節を迎えるというような時期でもございますので、そういう時期に先立ちまして、改めて全国の関係者に警戒感を持って取り組んでいくということにしておりますので、引き続きそういう気持ちでやっていきたいと思っております。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

では、廣野委員、お願いいたします。

○廣野委員

私も生産現場の者ですので、これから本当に変わっていかなくてはならないと実感しております。

そこで補助金の問題ですけれども、税金である以上、個人には出せない。これは理解できます。ただ、共同のペーパーカンパニーのようなものをつくって、結局そこで書類が非常に増えてきたり、時間がかかったりします。ダイレクトに個人に来ることによって、それぞれの経営者もやはり責任も感じるだろうし、また逆に無駄なものは買わない。必要なものを必要なときに買うということが可能になると思うのです。税金である以上そういう制約はあるものの、もっと使いやすくというか、使って効果のある方法は考えてもらいたいと思います。みんなでやればいいという部分と、それぞれ個人が責任を持ってやる部分というのはやはりあると思います。みんなで集まって、どこかの組織が事業を組んで、それをみんなでやりましょうという部分も、もちろん必要であると思っておりますけれども、実際、現場では必要のないものがあつたり、無駄なものもあります。それをもうちょっと精査させていただいて、ダイレクトに使えるように、効果のあるようなやり方ができないものかと思っております。

あともう一点ですけれども、今、35万経営体に35万人の農業関係者がいる。もちろん、生産を支援している人たちもたくさんいます。でもこれはちょっとおかしい話であって、先ほど言われたように、品種の問題にしても、農研機構等はすばらしい品種を持っている。データも、技術も持っている。ただ、それが生産現場の人たちに使えないという状況になる。これは多分それぞれの、縦割り行政というのではないのでしょうかけれども、ある程度の権限があって、つながらないのです。私たちにしてみたら、一つ問題があったって、それがつながって行って初めて現場でそれが使えて結果が出せるのであって、この問題はここ、この問題はここでやるとなってしまうと、なかなかつながっていけない。特に新規にやる人などなかなかつながらないわけであって、大きな壁になってしまっていて、事業計画も立てられない、夢も語れないみたいなことになっているのが現状です。

せっかくだいい情報、データがあるのだから、どこかに一元的に集められて、そこへ行けば色々な問題が相談できる、つながっていけるといふことにしていただければ、非常に使いやすく、大きな変化を早くできるようになるのではないかと考えております。

○小谷部会長代理

廣野委員、ありがとうございました。

畜産企画課長、お願いします。

○渡邊畜産企画課長

今の御指摘に関しましてでございますけれども、35万の経営体に35万の関係者がいるということで、御指摘がございました。

あらゆる施策なり対策事業、補助事業、融資制度も含めまして、政府、行政、自治体、独法も含めまして、公的セクターの持っている色々なツールなり知見なり、そういったものはやはり御指摘のとおり、現場で使えるようにする、現場で役に立つということが何よりも大事だというふうに、私も全く同感に感じております。そのためにどうすればいいのか。具体的にこの場所にこういう部分で課題があるというようなことを御指摘をいただければ、それに対する処方箋を私どもも考えて出していかなければならないと感じております。

やはり税金なので個人補助はだめというのはわかるということで、そういった原則の中で、できる限り使い勝手のいいようにということで、色々工夫をしていただいているというのが現実にあるかと思えます。政府の政策、色々なツールがあるわけでございます、加工原料乳の補給金だとか肉用子牛の補給金のようなものは、これは法律に基づいて、ストレートに個人の財布に入って何にでも使っていいというお金でありますし、他方、融資制度というのは当然個人の経営者が対象になっていて、畜舎にしても家畜にしても一定の優遇された金利で資金を調達することができるような措置を行っているわけでございます。また、補助金につきましては、やはり基本的には、3分の1補助あるいは2分の1補助の対象は共同利用の施設なりで、まさにその地域の生産基盤を確保するような前向きな対策に補助金というようなツールがあるという中で、色々な工夫をする中でできる限り、政策、

対策のその目的と、現場の需要、ニーズというものをよく見まして、できる限り知恵を出して工夫をしていくということをやってきましたし、これからもやっていくことが求められると考えております。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

では、他の委員の皆さん、御意見、御発言はございますか。

花田委員、お願いいたします。

○花田委員

今の説明、質問等されたのですけれども、原発事故による汚染による処理、除染がされておるということですが、逆に汚染はもう完全にとまっているのか。そこのところをちょっと伺いたいというのが1つですね。

それから、もう一つ、農水の色々な補助制度が、農業、畜産にあります。多種多様にわたってあるけれども、この制度自体は永久にやらなくてはいけないような制度ではないかという気がするのです。やはり国の自給率の問題を考えると、将来的に自立できるような制度をもう少し考えていただきたい。基盤強化とか、そういうほうの制度も必要ではないかと思えます。

それから、粗飼料も含めた値上がりということがありましたけれども、今、稲わらの輸入がストップしていますね。ストップしたことによって、かなりの中国産の稲わらが入っていたというのを初めて知ったのですが、もっと国産の稲わらを、水田をやっている方はそれが肥料として必要だろうけれども、そのわらを飼料化という形の補助ができれば、もっと国産の稲わらが粗飼料として使われるのではないかと。それにかかわって、今度は堆肥を農家に返してやるとかね。そういうものを進めるのも一つの国産飼料の自給率向上につながっていくという気がしております。

それと、きょうの説明で全くわからないというお話、私もさせてもらいましたけれども、一つの方法としては、これをもう少し詳しく、畜産なら畜産団体の実務の方、那須さんみたいにやられている方をもう少しメンバーを集めて、例えば、九州であれば九州農政局の範囲の中で議論をして個々で持ち上げて、最後にここでというふうにやっていただければ、もっと末端の意見も出てくるし、理解も深まるのかなと感じました。

以上でございます。

○小谷部会長代理

花田委員、ありがとうございました。

部長、お願いします。

○原田畜産部長

共通の事項で、今でも放射性物質の汚染が続いているのかということについては、なかなか難しいのですが、もともと福島第一原発の1、2、3、4号機が、今、一応沈静化に向かっているという中で、あそこから当時のように爆発的な放射性物質が排出されるとい

うことはもうないと思います。モニタリングもしていますので、継続的に非常に濃い濃度のセシウム等がそこから出ているということではないとは思いますが、山などに一度降ったセシウムが、水自体が汚染されているのではなくて、水の流れの中でその中のごみと一緒におりてくるといことは、環境省の下部機関の研究所のほうでモニターをすると、そういうこともあるかと思いますが。

ただ、これが先ほどの除染のときのように、牧草地の土に吸着されてしまえば、今度はそこでとまってしまうといえますか、それ以上植物には移行しないということもございますので、今、除染もそうですし、あるいは田んぼの場合、カリウムをまいたりして、できるだけ吸着をさせてしまうというような色々な努力を生産者の方々がしていますので、そういった意味での新たな汚染というのは、どんどんどんどん小さいリスクになっているとは思っています。

牛肉の検査もそうでございますが、生産現場で、先ほども課長が汚染わらを食べさせないためにしっかり管理しているというお話がございました。そうした家畜や植物へのこれ以上の移行を防ぐための努力を皆さんされていますし、万が一、そういったものが出た場合でも、検査によって流通に入らないように配慮するというも行いますので、そういった意味では、かなり安心できる安全な体制がほぼ確立しているというふうに思っています。

○小谷部会長代理

畜産振興課長、お願いします。

○大野畜産振興課長

稲わらについてお話し申し上げます。

先ほど、一番初めにお話しさせていただいたときに、資料をお示ししつつ、中国産の稲わら問題に対応するために、稲わらの助成を補正予算の中に盛り込んでありますというふうに御説明させていただきました。

国産を使えば助成するという形にすれば、もっと増えるのではないかとというのが、花田委員の、今のお話、御意見だと思えますけれども、ただ、現状を申しますと、大体日本でとれる稲わらが 900 万トン程、そのうちの約 1 割の 80 万トン程が飼料用に使われています。そして、20 万トン弱ぐらいが中国から輸入されている。ですから、今、支援措置というのは、広域で流通するときの拠点を整備するといったハード支援をさせていただく。そういう支援はこれまでであるのですけれども、それしか支援がない中でも、必要な稲わらの 8 割は国産が使われてきたということですので、あと 2 割を利用拡大するために、常時それに助成をつけるというのは余り適当ではない。自然でも 8 割、国産は使われるし、まだまだ 9 割以上の稲わらが飼料に回っていないということで、幾らでも潜在力がある。

先ほどは手短かに御説明申し上げましたけれども、国産でなぜ進まないかということ、畜産の主産地と稲の主産地が異なる。太平洋側のものは、宮城の稲わらはまさにそうですけれども、かなり流通しているのですが、日本海側はなかなかいい稲わらをつくりにくい。そ

ういうものを「乾っとシート」と言うらしいのですけれども、シートの中に入れておけば乾燥するというものを使ってみる。これは一例ですけれども、とにかくそういうところで稲わらをうまく乾燥させて運ぶことができないかという実証を補正の中に盛り込んでいます。

あわせて、実証して実際にいいものがつくられても動かないと話にならないというので、とっかかりの2カ月分ぐらいは、キロ20円の運賃を助成するというようなものをこの補正の中に盛り込んでいます。

ですから、実際のトライアルをやってみる経費とそれを運んでみる経費を2カ月分、これを補正の中に盛り込んで、あと20万トンを何とか国産に切りかえていきたいと思っています。

以上です。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

それでは、他の委員の方はもう御意見、出そろいましたでしょうか。

では、ひととおり御意見が出そろったということにしたいと思います。

それでは、ここで諮問に対する賛否表明を聴取したいと思います。

各委員より、本日の諮問を審議するに当たり参考として示された試算値について、賛否の御表明をいただければと思います。

また、あわせて、諮問に対する特段の御意見があれば、簡潔にお願いいたします。

それでは、賛否の表明を笹崎委員から順次お願いいたします。

○笹崎委員

生産者の立場で考えますと、例えば豚肉の場合になりますが、今の400円が405円、545円なら550円ということでプラス5円になりました。ただ、アベノミクスというのは少なくとも2%の経済成長は見込むという数字が話題になっています。現在はそれを超えた勢いで目先のほうは走っておりますが、目先はともかくとしまして、2%を400円で考えた場合は、408円、410円ぐらいというのはあるわけがございますけれども、生産している私たち自身から考えますと、経営的にはプラス20円ぐらい欲しいというところがございます。つまり420円ということになります。

ただ、先ほどのお話の中で、期中で何かあった場合の改定もあり得るという前提の中で考えますと、今の消費動向も含めた中で、生産者の都合だけでお願いをするというものもどんなものかということも考慮しまして、基本的には賛成という形で考えております。ただ、あくまでも緊急の場合は、色々な措置をとらないと、今、生産者はただでさえ非常に困窮していますので、先ほど申し上げたように、支払いも含めて、できることは早くやっていくということをくれぐれもお願いをしたいと思います。

また、意見の中で、今、申し上げるのはどうかと思いますけれども、使いやすい申請ということを部長さんがおっしゃいましたが、国の税金を使うので間違いのないようにとい

うことはわかりますけれども、手続が煩雑な場合は時間もコストもかかるということになりますが、中には悪いことをする人間もいますので、その歯どめとしてハードルがどんどん厳しくなっていくということが出てきます。この席で決めるのはどうかと思いますが、意図的に悪用した者に対して、厳罰を処するということも含めて、悪いことがやりづらいような法的処置も取っていただいて、必要な人が利用しやすく、余り煩雑にならない制度をめざす。そういうふうなことを考えて議論をしていただきたいと思います。思っております。

余計なことを付け加えましたけれども、基本的には賛成ということですのでよろしくお願い申し上げます。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

飛田委員、お願いします。

○飛田委員

諮問案に賛成します。

○小谷部会長代理

ありがとうございます。

中野委員、お願いします。

○中野委員

先ほど意見をさせていただいたように、補給金単価については、今の配合飼料だと色々な状況を踏まえて、一定のルールで算定されたと理解をしていますし、限度数量についても、今の酪農、乳業の需給状況を含めた色々な課題が累積した中で、一定の御配慮をいただいて算定されたと理解をしておりますので、賛成をさせていただきます。

○小谷部会長代理

ありがとうございます。

那須委員、お願いします。

○那須委員

昨年は私一人が反対で、反対ということが一番に言いましたが、今年は10円上がっております。この10円だけでも、10円上がったと帰ってから言われますので、この10円に免じて今年は賛成に回りたいと思います。ただ、お願いとしましては、やはり畜産などは10年、20年後を見据えて経営していかなくてはなりませんので、政権が変わったからといって、去年約束していたことを変えたと言われても、こちらはまた動揺しますので、そういうことがないように是非お願いしたい。

それから、原田部長は福島とか、今、よく現場を見に行っているらしいです。友人たちがきょうは原田部長が来たと言って電話をくれますので、本当にそのように皆さんに現場を見ていただきたい。現場を見るのが一番の皆さんの今からの方向づけの起点になると思いますので、現場を見ていただきたい。私としましては、韓国ではないけれども、兵

役はなくてもいいから、農役を皆さんに2年ぐらいつくって、農役をしていただきたいというのが願いです。

現場をちよくちよく見にきていただくと、現場というのは労賃が入っていないというのがわかると思います。この10円上がりましたが、労賃が入っておりませんので、365日朝から晩まで夜中まで、全然休むことなく畜産というのは動いているということです。ですから、是非そここのところを考慮していただいて、今後も色々な御支援をよろしく願います。

以上です。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

それでは、花田委員、お願いします。

○花田委員

3問の諮問に賛成いたしますが、決定したらやはり意味のあるように早急に実行していただきたいということをお願いしておきます。

○小谷部会長代理

ありがとうございます。

廣野委員、お願いします。

○廣野委員

私も賛成いたします。

飼料価格等、不透明な部分もあると思いますけれども、実態に即した案ではないかと思っております。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○小谷部会長代理

ありがとうございます。

富士委員、お願いします。

○富士委員

私も、諮問案には賛成です。

今年は賛成なのですが、来年以降のことについて、ちょっと意見を言いたいと思います。幾つか各委員から出たかと思いますが、今の算定方式とか今の制度とかはやはり見直すべきで、再構築していく必要があるのではないかと思います。というのは、例えば、加工原料乳の補給金も不足払いの補給金から今の生産コスト変動率に変えたのは、WTOにおける各国の農業政策に対する規律で、つまり不足払いをするというのは、農産物輸出国からすれば、貿易を歪曲化しているという指摘があって、そういう政策はやめろとか、そういう不足払いにかかる予算は減らせとか、そういうことがあったわけですね。

そういう意味で不足払い的なものから転換して酪農を守ろうとしたわけですが、状況が変わってきているわけですね。WTOも交渉が行き詰まっているというのもありますし、特に平成20年以降、食料、バイオエタノールへの原料供給ということがあって、

人口の増大、将来的には必ず食料が逼迫するとか、世界の食料事情というのは変わってきたということがありますね。そういう中で、生産費所得を補償するとか底払い的な手法で各制度を運営していくのか。それとも、環境支払いとか、デカップルとか生産とは直接リンクしないような形で政策を展開して、畜産、酪農を守るのか。背景が変わってきているということもあって、そういう観点からも再構築する必要がある。

それから、もう一つの観点は、日本の畜産の特徴ですけれども、加工畜産で生産コストの、額面でいえば6割が配合飼料で占める。肉用牛が7割、豚は8割だとか、また小規模層に至るほど、生産コストに占める配合飼料の割合は高いわけですが、そういう中で配合飼料安定基金制度があるわけですね。ただ、こういうふうに上がったときは一時的には補填されますが、上がり切ってしまうと、結果的には全部また生産者の負担になるわけですね。そうすると、これだけ高くなったり、為替がこういう状況になってきたときに、コストとしての配合飼料とか、餌に対する政策の手だてと結果的な販売価格とコストの比較で所得が赤字になった。そこに補填をするという、マルキンとかそういう手法と、どういふふうにバランスをとってやるのかという入口と出口、コストと所得というところに、どう手を打っていくのかということについても、このような配合飼料価格の引き続く高騰、高値安定という状況の中で、そういう背景からもやはり経営所得とか、生産コストの補償だとか所得の補償だとかいう制度運営をどうしていくのかということをやったり問われていると思うので、政権も交代しましたし、基本計画の見直しも迫っておりますし、そういう意味で、来年度に向けて今の制度、仕組みの算定要素に限らず、制度そのものの見直しとか再構築について検討をするべきではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

それでは、先ほど途中退席されました近藤委員からは、部会の決定に賛同すると聞いておりますので、御紹介させていただきます。

そして、今、笹崎委員から富士委員まで、賛同というふうに受けとめました、よろしいでしょうか。

そして、私も委員として賛成ということで、お願ひしたいと思ひますので、全会一致で賛成多数と認めます。

以上をもちまして、意見聴取並びに諮問に対する賛否表明が終了いたしました。

それでは、ここから、これから本日出された御意見を事務局で簡潔に整理していただきますので、その間休憩とさせていただきます。

40分後、大体3時30分をめどに部会再開ということにしたいと思ひます。委員の皆様方、委員の概要の確認、取りまとめを行いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

〔休 憩〕

意見の概要とりまとめ

○小谷部会長代理

それでは、部会を再開します。

これから意見の概要の取りまとめを行います。

まず、事務局から配付されました本日の意見の概要（案）を御一読いただき、その後、皆様から御意見をお伺いしたいと思います。

意見の概要（案）は、事務局に整理していただいておりますが、取りまとめ方としましては、基本的な事項、酪農・乳業関係、食肉関係、共通事項の4分野に区分しております。

では、畜産企画課長、補足をお願いします。

○渡邊畜産企画課長

時間がかかって申し訳ありませんでした。

1点、申し添えさせていただきます。語尾について、一部「重要である」「結論を出してほしい」とありますけれども、次に配るときは、語尾は全部「すべきである」に統一して配りますので、その点を念頭に御覧いただければと思います。

○小谷部会長代理

では、御一読をお願いします。

〔「意見の概要（案）」を一読〕

○小谷部会長代理

皆様よろしいでしょうか。

それでは、意見の概要の取りまとめを行います。

まずは、基本的な事項から順次整理していきます。

基本的な事項について、御意見があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に酪農・乳業関係について、整理していただきます。

酪農・乳業関係について、御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

次に、食肉関係の意見も整理していきます。

御意見があれば、お願いいたします。

笹崎委員。

○笹崎委員

小さな意見で申し訳ないのですが、先ほど補填金が速やかに支払われるよう事務の効率化を図ってもらいたいということを申し上げましたけれども、これについて一文入れていただきたいと思います。生産者はこれから本当に資金繰りが大変になると思います。

ので、些少なりとも資金を回していく。決定され、裏づけのある補填金は速やかに支払われるよう、事務の効率化を図るべきであるということを入れていただきたいと思います。

○原田畜産部長

養豚経営対策の補填金について、スピーディーな支払いに努めるべきであるというような感じでよろしいでしょうか。

○笹崎委員

そういうことです。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

その他、食肉関係の意見はありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

続きまして、その他について意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、一通り整理がなされたということで大丈夫でしょうか。

事務局に再度整理をしていただきまして、その上で、もう一度皆様に御確認をいただきたいと思います。そのため、ここで一旦休憩いたします。

[休 憩]

○小谷部会長代理

それでは、再開いたします。

事務局に意見の概要を修正していただきましたが、文言の修正など御意見があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

御意見がございませんので、この「意見の概要」の内容で公表資料としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

答 申

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

それでは、引き続いて、答申案の承認に入ります。

事務局から答申案の配付をお願いします。

[答申案配付]

○小谷部会長代理

それでは、事務局から答申案の朗読をお願いします。

○田村畜産総合推進室長

それでは、答申案について、朗読させていただきます。

24食農審第31号

平成25年1月25日

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

答 申

平成25年1月25日付け24生畜第1988号で諮問があった平成25年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成25年1月25日付け24生畜第2032号で諮問があった平成25年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成25年1月25日付け24生畜第2033号で諮問があった平成25年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

記

1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、資産に示された考え方で定めることは、妥当である。

牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成25年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

以上でございます。

○小谷部会長代理

ただいま朗読いただきました答申案につきまして、御賛同を得られるなら、この案を当部会の答申として決議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○小谷部会長代理

中野委員。

○中野委員

1つ質問よろしいでしょうか。全ての項目は生産条件、需給事情及びその他の経済事情と書いてあるのですが、加工原料乳のところだけ生産条件、需給事情及び物価と、ここだけ「物価」が入っていることの意味を確認させていただければありがたいと思います。内容について、どうこうということではなくて、ここだけ「物価」が入っている理由は何かあるのか。

○菅家牛乳乳製品課長

法律の規定義務にそのようにあったと記憶していますが、今ちょっと確認いたします。

○中野委員

それでは結構です。

○小谷部会長代理

後ほど御説明させていただくことにします。

それでは、異議なしというふうに受けとめさせていただきます。

本答申案につきましては、当部会の決定とすると同時に、関係規則に基づき、食料・農業・農村政策審議会の正式な答申といたします。

○菅家牛乳乳製品課長

よろしいでしょうか。

○小谷部会長代理

お願いします。

○菅家牛乳乳製品課長

法律の規定の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法という法律第11条でございますが、2項に大臣が定める際に考慮すべき事項としては、「物価」という文言も入っておるところでございます。

○中野委員

ありがとうございます。

○小谷部会長代理

ありがとうございました。

それでは、答申につきましては、食料・農業・農村政策審議会として農林水産大臣に提出するわけでございますが、本日、加治屋副大臣に御出席をいただいておりますので、ただいまから加治屋副大臣に答申をお渡ししたいと思います。それでは副大臣お願いいたします。

〔小谷部会長代理から加治屋副大臣へ「答申」手交〕

加 治 屋 副 大 臣 挨 拶

○小谷部会長代理

それでは、加治屋副大臣から一言御挨拶をお願いいたします。

○加治屋副大臣

皆さんこんにちは。さきの組閣で農林水産副大臣を拝命いたしました加治屋でございます。

畜産部会の先生方には、大変御多忙の中、また長時間にわたって御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げたいと思います。

政府といたしましては、それぞれの価格、限度数量について、本日いただきました答申に沿って、25年度の価格を決定してまいりたいと思っております。

また、皆様方から取りまとめをいただきました意見の概要についても、今後、私どもの行政運営に反映できるように努力をしてまいりたいと思います。

先生方には、今後とも御指導、御鞭撻をいただきますようお願いを申し上げまして、お礼の言葉にかえたいと思います。

ありがとうございました。

○小谷部会長代理

加治屋副大臣、どうもありがとうございました。

本日は、長時間に及び、熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。委員の皆様方の御協力をいただき、感謝を申し上げます。

それでは、ここで、事務局より、何か連絡事項があればお願いいたします。

○渡邊畜産企画課長

事務局からは特段ございません。ありがとうございました。

○小谷部会長代理

それでは、これをもちまして「食料・農業・農村政策審議会」平成24年度第2回畜産部会を閉会いたします。

皆様どうもありがとうございました。

開 会